

令和3年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和3年6月18日 午前10時00分 開会
午後 3時19分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑋
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑋

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問は3点でございます。1点目は、コロナ禍における屋外公共施設の使用制限について。2点目は、ウンカ対策について。3点目は大字要望についてを質問させていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

西川議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしく願いを申し上げます。

1点目のコロナ関連の質問につきましては、先日、複数の議員の方も質問をされております。内容ができるだけ重複しないように心がけますが、質問の流れの中で重なる部分もあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

コロナウイルスの感染につきましては、減少傾向にあるということが報道で出されております。しかし、まだ収束のめどというのは立っていないという状況であるかと思えます。また、間近に迫っておりますオリンピックの開催につきましても、非常に難しい局面を迎えておるといふ状況かと思われます。

本市におかれましても、昨日も発症者が2名というご報告をいただいております。奈良県の発症者13名のうちの2名ということでございますので、これ比率に直しますと、非常に高い率で、今なお発病者が出ておるといふ状況かと思われます。非常に気を引き締めて感染対策に心がけていただきたいと思いますところでございます。

一方、ワクチン接種につきましては、特に本市の場合、大きな混乱もなく、先日の新聞報道によりますと、県内12市の中でも2番目に高い接種率であるという報道もいただいております。関係いただいております医療関係の方々、また市担当部局の方々のご努力に深く感謝を申し上げたいと思えます。今後とも市民の方々の接種が早く終わるよう、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと改めてお願いを申し上げます。

多くの皆さんは、一日も早い接種を望んでおられると推測をされるわけでございますけれども、希望されておられる市民の方、こういう表現を菅総理がされてるんであえてこういう

表現をするわけでございます。希望されている全市民の接種、これがいつ頃終わるのか。総理のほうからもご報告があったというふうに思いますけれども、本市としてのめどについてお尋ねをいたします。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 おはようございます。保健福祉部の東でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの増田議員のご質問でございます。

接種の完了はいつかということでございますけれども、今も話に出ておりました菅首相が今年の10月から11月にかけて、希望する国民全てのワクチン接種を終えることも実現したいと述べられたことは記憶に新しいところでございます。

本市におきましては、65歳以上の高齢者へのワクチン接種を、国が示しております7月末日をもって完了する予定でございます。希望する全市民へのワクチン接種完了期限につきましては、ワクチンがいつどのような形で入ってくるのか、現時点ではまだ未定でございますのでお答えすることはできません。しかしながら、ワクチンが潤沢に入ってくることであれば、国や県の方針に合わせて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 よろしくお願いをしたいと思います。全市民、全国民というふうな表現で報道されておりますが、皆さん方もご承知かと思いますが、予防接種法によって、16歳以上の方々を対象にワクチン接種を進めておられたというのが、当初の計画であったとお聞きをしておりました。ところが感染が広まるにつれて、いろんな方からの検証も含めてですけれども、12歳まで引き下げられたという経緯であるかなと思います。となると、この予防接種法の16歳というのは、既に関係なしに今後どんどん接種していこうと。今日もテレビで報道ありました、感染者の10%は10歳以下の方の感染者であると。要するに12歳まで下げても、10歳以下の感染者の対策はどうするんだということが残っておることが懸念されるわけでございます。12歳以下のお子様をお持ちの保護者の方々は、非常にその点気がかりだな、うちの子どもどうなるんだろうな、対策は講じていただけるのかなと、こういった心配もされているかと思っております。ここであえてこのことについて答弁は求めませんが、このことについて新しい情報が入れば、速やかに情報提供を市民の皆さんにさせていただくようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、ワクチン接種についての効果についてお尋ねをいたします。基本的なことでは結構でございます。うつらない、うつさないというものが、このコロナウイルスの一番の目標でございます。つまり、感染もしくは発症に対する効果が、このワクチンについて、どの程度効果としてあるのかということをお尋ねいたします。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、葛城市で高齢者を対象として接種をしておりますワクチンにつきましては、ファイザー社のものがございます。厚生労働省の資料によりますと、このワクチンにつきましては、

接種をした人が接種をしない人よりも発症した人が少ないとされております。その発症予防効果は約95%と報告をされておるところでございます。ワクチン接種を受けた方につきましては、発症を予防できると期待されておりますが、他の方への感染をどの程度予防できるかは分かっていないところでございます。このため、感染予防対策については継続をしていく必要がございます。よって、ワクチン接種を受けても基本的な感染対策でありますマスクの着用、手洗いや手指の消毒、3つの密、密閉、密集、密接であります、これらを避けることが必要なことには変わりないということでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 つまり、先ほど95%といったご報告ございましたけれども、うつらない効果というのは期待できるということを理解させていただきました。

関西圏につきましては、20日まで、大阪府、兵庫県、京都府で緊急事態宣言が出されておりました。奈良県につきましては緊急対処措置ということで、独自の措置を6月20日まで延長されて実施をされておるといのが今の状況でございます。この対処措置を受けて、本市につきましても従来から引き続き、まん延防止対策の独自判断基準を講じていただいております。

中でも、本題でございます公共施設の使用制限についてでございますけれども、長期間全面公共施設の使用制限をされておるといことでございます。各方面支障を来しておると。昨日の質問でもございましたように、非常にいろんなところで、この使用制限については支障を来しておるとい現状でございます。現在の公共施設の使用制限の状況について、あえてお尋ねをさせていただきます。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市内の社会教育施設、また社会体育施設全てを休館しております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 全ての公共施設の使用制限をしていると。当然、感染防止の観点から、意義ある判断であると承知をしております。ただ、質問のタイトルにもありますように、屋外での感染リスクというものについては、屋内と比較すると比較的感染リスクも少ないのではないかと、一定の条件で対策を講じることによって、使用を可能にすることもできるんじゃないかなと考えるところがございます。

昨日のご答弁でもございました。県内の近隣の自治体の報告もございました。公共施設の使用については、葛城市のレベルの使用制限をしている自治体はないというご報告もございました。慎重に進められておるといことは理解をできるわけでございますけれども、本市の利用制限が非常に厳しいというふうに私は理解をしております。にもかかわらず、冒頭にお願しましたように感染はなかなか下げ止まりができないという、非常に見えない敵との

闘いという状況でございます。

私が今危惧をしておるのは、多くの皆さんが利用していた公共施設が長期間使えなくなったことに対するリスクでございます。心と体といいますか、こういう健康管理について非常に多くの方が使用できなくなったことに対して不自由を感じておられる。

先日の川村議員の質問にもございました。森井部長がご答弁していただきました介護予防対策、このことについても、利用制限が介護予防対策に反するといいますか、それが助長して老化、もしくは体力の低下につながっていると、こういうふうなことも懸念するわけでございます。

多くの皆さんが公共施設を利用して、文化活動も含めて、スポーツも含めて体と心の健康を保たれておるといふことの弊害でございます。これだけの長期にわたる利用制限の弊害につきましても、何とか対策を講じてでも利用できるという判断もしていただきたかった。せめて、先ほど申し上げましたように、屋外の施設だけでも検討いただけなかったのかな。特に多くの高齢者の方々は、週に2回もしくは3回、この公共施設、グラウンドを利用してグラウンドゴルフであったり、テニスであったり、こういうスポーツに励んでおられました。これが皆さん方の健康保持につながっていた、憩いの場所につながったと。

ある人に聞きますと、この半年近く休んでいる間に、太ももが一回り細くなった。当然ですね、大体3,000歩から5,000歩くらいでグラウンドゴルフ1ラウンドをされるらしいですけど、そういう運動がほかでやったらいいんですけれども、そういうものをしなくなったことによって、非常に年いったよというふうなことをお聞かせをいただきました。

今後、20日の期間にもう一度ご検討いただくということでございますけれども、とはいえ、感染防止対策というのは十分頭に入れた中でございまして、今後利用拡大に向けてご検討いただくのか、お尋ねをいたします。

西川議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今後の検討についてでございますが、昨日皆さんもご承知のとおり、近隣3府県も含めまして沖縄県を除きまして緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行されるということが国の本部会議で決定いたしました。また、本日、県のほうでもコロナ本部会議が開かれて、どのような措置になるかまだ分かりませんが、新たな方針が示されると伺っております。それも含めまして、議員ご指摘いただきましたとおり、葛城市、昨日も感染者が出ているという状況など含めまして、本日新型コロナウイルス対策本部会議を開きまして、21日以降の状況について決定してまいりたいと思いますので、またその決定を踏まえまして周知させていただきます。

西川議長 増田君。

増田議員 十分にご検討をいただいて、慎重に感染のリスクもございまして、その辺のところも十分踏まえた上での20日以降のご判断をいただきたいと思います。

ただ、私、昨日の質問でもお聞きをして感じたわけでございますけれども、一部使用制限、見直したと。小学生の利用については県大会も控えておると。いろんな中学生は使用して、小学生はなぜ使用できないんだとか、いろんなことで見直ししようじゃないかという

ことで、当初に立てられた制限を見直されたというふうにご報告を受けました。その経緯につきましてご説明できますでしょうか。改めて、昨日言うたっていうたら結構なんですけど。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 まずは、その経緯につきましてご説明させていただきます。

奈良県におきましては、緊急事態宣言の発令はございませんでしたが、緊急対処措置発令の期間でございましたので、新型コロナウイルスの感染が拡大するおそれがある、非常事態であるとの認識の下に、危機管理を行う市といたしまして、緩和における感染拡大の可能性から、市民の安全を第一として新型コロナウイルス対策本部会議で、社会体育施設、社会教育施設の休館を延長することに至りました。また、危機管理を行う市といたしまして、教育意義のある活動を除き、公平な措置を取る立場から、各施設の使用用途それぞれいろいろ異なりますが、休館を延長することとなりました。こちらのほうがまず経緯でございます。

西川議長 樫本教育長。

樫本教育長 おはようございます。教育長の樫本でございます。よろしく願いいたします。私から、小学校の活動のための学校開放についてご答弁させていただきます。

今部長の答弁にありましたように、本市では4月25日より、市民の安全・安心を一番に考え、市内の各施設を休館しており、この間小学校の課外活動に対しましても、閉館に伴い活動が制限されていたところでございます。

しかし、その間、小・中学校におきましては学びを保障するという観点から、感染対策を取りながら学校教育活動はおおむね継続しておったところでございます。

また、中学校における放課後の、また休日の部活動も実施している一方、小学校にとっては、1か月以上続いた各施設の休館により、スポーツ活動などの課外活動が十分できない状況が続いており、このような状況を鑑みの中で、小学校のスポーツ活動も中学校の部活動同様、教育課程外ではありますけれども、学校教育活動の一環として認められることから、学校長の協力をいただき、学校施設の利用を認めたところでございます。

西川議長 増田君。

増田議員 当初の利用制限を見直した、いろいろと問題があるから見直したということ、これは非常に評価をさせていただきたいところでございます。

しかし、今の答弁にはなかったんですけども、要望があったという説明でございました。要望がなければ従来のままであったのか、ここのところは疑問なところでございます。

後ほど、大字要望のところでもお話をしますけれども、体質として要望すればその答えを出す人によってかどうか分かりませんが、要望が出ないから検討しなかったというふうに解釈されても当然なんですよ。

冒頭にも述べましたように、高齢者から順次ワクチン接種が進んでおります。高齢者の方から、うつらない備えが整いつつあるということでございます。公共施設の利用につきましても、こういった要望書が出なくても、状況判断でワクチン接種の進展とともに、利用の制限緩和というものも進めていただくことが賢明かなというふうに思うわけでございます。

答弁は結構でございます。

次に、ウンカ対策についてお尋ねをいたします。

昨年、市内の稲作に甚大な被害をもたらしましたウンカ。写真を撮ってまいりましたというよりも、インターネットで出してきました。こんなでかい虫じゃないんですけども、大きさにつきましては5ミリですか、こういった虫が稲の収穫時期に稲の養分を吸うという被害でございます。

昨年12月の議会の折にも、私、質問をさせていただきまして、引き続き今回も質問をさせていただきます。

昨年も報告しましたように50年に一度といった昨年のウンカ被害でございます。同じ被害を繰り返さないようにということで、昨年の質問の折には、市長のほうに、防除効果の高い薬剤への支援をお願いをしたわけでございますけれども、願いがかなわなかったということでございます。そのときの部長のご答弁としては、関係機関との連携による情報を農家へ迅速に届けるという、こういうご答弁をいただいたところでございます。

前回に引き続き、今回も質問をさせていただいた理由につきましては、お手元に配付をしております。新聞報道でもご承知のとおり、5月26日付で奈良県病虫害防除所からウンカの発生予察注意報が出たからであります。まず、その内容についてお尋ねをいたします。

西川議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、トビイロウンカの飛来についてでございますが、令和3年5月21日に奈良県病虫害防除所より最初の情報提供がございました。令和3年5月17日から5月20日にかけて桜井市の予察灯にトビイロウンカの断続的な飛来を確認し、今議員がお示しいただきましたように、令和3年5月26日付で注意報、要周知といたしまして、病虫害発生予察注意報が所長名で発令されました。これは、昨年より飛来の開始が1か月早く、飛来量も平年より多くなっております。防除上の注意事項といたしましては、今後も飛来が続くと予想されますので、トビイロウンカが変異していることもございますので、効果の長い薬剤を使用してほしいとのことございました。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 私、この注意報を見て非常に注目した点がございます。普通、注意報出されたら、このお手元に資料ございますけれども、赤い字で注意報と書いている、それだけなんですよ。その右に要周知、こんな文字なんて私今まで見たことない。恐らく試験場、防除所もこういう注意報の出し方というのは過去になかった表現の仕方でございます。いかに、この情報が農家に対して重大なお知らせであるかということがうかがえます。

そこで、ちょっとお忙しい中かとは思ったんですけども、防除所に伺ってその状況についてお尋ねをしてみました。その中で3点確認をさせていただきました。

先ほどの資料の中、お手元の注意報の中にも書かれておるところでございますけれども、1点目につきましては、今年のウンカにつきましては、昨年より1か月早く飛来しておる。

また、数も多い飛来数であるということでございます。このことが、今後収穫時期に大きな被害になる可能性が十分にあるということが1点目でございます。昨年以上の被害になってもおかしくない状況である。

2点目につきましては、昨年から飛んできておるウンカにつきましては、従来から使い慣れている農薬では、防除効果が期待できない。先ほど部長からのご答弁にございましたように、変異化している、進化している、抵抗性がついてる、こういった少しやっかいなウンカであるということでございます。また、防除に当たっては、田植時期に防除効果の高い育苗箱施用剤というんですか、箱に振って苗に薬をつけて田植をする、こういう使用の仕方が効果的である。こういうご指導ございました。

3点目は、6月から7月にかけて、ウンカが気流に乗って飛来するわけでございますけれども、飛んできたウンカが、ある田んぼに落ちて、収穫時期まで世代交代を繰り返し、大体3世代から4世代、調査では1匹が8万匹に増えるという調査もあると伺いましたけれども、そうやって世代交代をしていく。世代交代をするごとに、ウンカは当初、羽ついてるんですけど、セミみたいな姿がどんどん羽が退化して、ほとんど飛べない状態のウンカになって増殖していく。つまり、飛べない、要するに飛んできたところで増えて、そこでどんどん増えて坪枯れ状になって群れになって被害をもたらす。こういった被害の出し方がウンカの特徴であると、こういうふうなことをお聞きしました。非常にほかの虫と違った形の増殖の仕方であんのかなと思います。

昨年の答弁にありました農家への大事な大事な迅速な周知について、どのように行っていたのか、お尋ねをいたします。

西川議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 注意報発令によります農家の方への周知でございますが、令和3年5月26日に各大字におられます農業経営化推進委員、一般的に言います支部長に連絡を取りまして、先ほど答弁させていただきました内容をお伝えし、また、奈良県のホームページなどに注意報発令の内容が記載されている旨お伝えをしております。また、令和3年5月31日に市のホームページにも注意報の情報提供を行いまして、県のホームページにもリンクできるような処置を取っております。ホームページが見つらい方に対しましては、當麻庁舎分庁舎の農林課、新庄庁舎の建設課にも奈良県病害虫防除所より発令された病害虫発生予察注意報の記載された文書を置いており、必要な方にお渡しをしております。また、防災行政無線におきまして令和3年5月31日の定時放送におきまして、先ほど答弁させていただきました内容を放送しております。今後も最新の情報を適宜お知らせできるよう対応をしてみたいと考えております。

以上です。

西川議長 増田君。

増田議員 いろんな方法を取って、周知をしていただいたということでございますけれども、どの方法を取るにいたしましても、各農家に確実に迅速にこの情報が伝達できることが必要であります。市役所に備え付けているというのもありますでしょうけど。

といいますのは、この紙、これにもう少し農家向けの編集をしていただいても結構ですけども、届けることが一番なんです。支部長に農家の件数そんなに、1,500戸ですか、1,500枚の裏表のお手元に配付しておりますような紙でも、お届けをしたら確実にお家に届くんですね。それができてない。届いてない方もおられる。知らんという方もおられるというのが、私はこの要周知の成果、効果、できてないなということを少し不安に感じております。

もう一つは、この薬剤について昨年も阿古市長にもお願いをして、これはもうこの薬でしか効果がないんだと、指導機関もこの薬をやれと、田植の時期にやれということで指導しておるにもかかわらず、こんな高い薬使えるかと、金の持ってるやつは使うかもわからんけども、わしゃそんな高い薬よう使わんというふうなことをおっしゃる農家もたくさんまだおられる状況でございます。また昨年のような被害が繰り返されるということを非常に心配をしておるところでございます。

再度、市長にお願い、お尋ねをします。こういう効果の高い、県が指導しておる薬剤への誘導支援、どんな方法でも結構でございます。ご検討いただくことについてのご所見を求めます。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 昨年の12月に引き続きましてのご質問であると理解しております。そのときも答弁させていただいたんですけども、今回ある一定の時間たっておりますので、検証も含めましてご答弁させていただけたらと思います。

元来、米作というのは日本の農業にとっては一番メインの農業であると。食料を担ってきた一番の主食である米の生産でございますので、歴史的におきまして、いろんな変遷をたどる中で、飢饉という言葉で現れるような被害、それは気候の変動による冷害ということもありますし、一部ウンカ等の大発生による飢饉が過去においてもあったということでございます。

それがあつた種、解決できるようになりましたのは、戦後の化学薬品による防除によってウンカ等の被害が抑えることができるようになってきたということでございます。それまでは、何といいますか、田んぼの周りで火をつけて草を燃やして煙を上げるとか、そのような防除の仕方、もしくは、効果があるのかどうか分かりませんが、クジラの油をまいてみたとか、そういうふうなある種効果の分からないような防除をされてきたのが、やっとな戦後の米作に当たっては化学薬品を使うことによって、安定した米の供給ができるようになったということでございますが、それでもなお、やはりその年の気候ですとか、虫の発生によりまして、米作は被害が出てくるときもあるということによりまして、日本の農業自体はそれなりの対応を、共済という形で災害が出たときに補てんするような形を制度として作り上げてきたということでございます。

今現在も、その制度自体はあるのですが、若干農業に対する意欲ですとか、被害が近年におきましては、一番大きかったのが平成5年の東北を中心とした冷害、平成の米騒動、今でも覚えてらっしゃいますでしょうか。ジャポニカ米が非常に少なくなって、長粒種を東南ア

ジア等から輸入したときでございます。そのような被害も出ているというような変遷をたどっております。

ただ、近年におきましては、梅雨前線の停滞の仕方によりまして、議員ご指摘の東南アジア、中国から梅雨前線にウンカが乗ってくるんですけど、それが日本に落ちることが少なかった時期もございましたので、被害が出なかったんですけども、昨年につきましてはその梅雨前線の停滞が日本列島の陸地のほうにございましたので、実際にそれが落ちてきたと。当然、防除所等は、虫を一定のところに誘殺器といいますか、虫を捕らえるようなシステムを持ってまして、毎年それに対する注意報は出してるんですけども、それに対する啓発、お知らせ等がうまくいかなかったのかなと思います。

それと、もう一つの原因は、やはり東南アジア、中国等で、化学薬品の使われる回数が多くなりまして、日本と違って気候の暖かいところですから、何期作もやられますので、虫の抵抗性が非常に早うございますので、かなりの部分の日本からも当然農薬等が行っておりますので、それに対する、農薬に対する抵抗性が出てきてたというのが、昨年の被害の大きなところの原因であったのかなということでございます。

今年度につきましては、梅雨入りが実は早うございました。ということは、梅雨前線が日本列島に早い段階で来た。その段階で、東南アジア、中国等からのウンカが乗ってきた。偏西風に乗って日本に落ちた。それがまさに例年よりか1か月早いような状態でのウンカの発生予察であるということでございます。

議員ご指摘の薬剤に対する補助等というご希望、ご要望でございましたが、本来それに対する被害等については、過去の歴史から日本の農業、米作につきましては、一種の対応できるシステムを持っているということが1つ。それと近隣の市町村等を当たった結果、やはりそれに充当するようなことをされてるところはまれである。私のほうは確認できなかったんですけども、そういうような形でされてるところも今現在では状況を把握しているところでございます。

昨年の12月に答弁させていただきました防除薬品購入助成が、果たして税金の使い方として妥当であるのかどうかは、近隣市の動向も踏まえ検討させていただきたいという答弁をさせていただいたところでございますが、今現在、やはり答えといたしましては、前回と同じであるということでございます。

米作といいますのは、やはり日本の農業、主食でございますので、それに対する考え方等は、やはり国も地域もこれから考えていく必要があると思います。葛城市におきましては、給食で葛城市内の米を100%子どもたちの給食として提供しているという状況でございますので、やはり葛城市にとって米は、子どもたちにとっても大切なものでございますので、そのご意見はこれからも拝聴していきたいと考えております。

西川議長 増田君。

増田議員 薬剤への誘導支援というのを前向きに、今後とも2年、3年続くようであれば、真剣に考えていただきたいと思います。まだまだ農家の意識は、この甚大な被害というものに対する怖さを十分に認識をされていないという状況です。先ほど市長のほうからありましたように、

共済の制度等もお聞きをしました。それから、近隣の対応についてもいろいろとご答弁いただきました。

葛城市の被害につきましては、近隣の市町村の中でも一番高い率で被害を受けておるといのが1つ。それから、こういう被害については、病気も一緒ですけれども、早期発見、早期防除、鉄則でございます。事後に死亡見舞金もらっても、死んだ人は戻ってこない。私は事前の予防対策、これが重要であると思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

農家に対する情報提供も市として十分やっただいているということでございますけれども、聞いていない、知らなかった、こういった農家の後々のなぜ教えてくれなかったんだということがないように、今後とも情報提供をよろしく願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、大字要望についてのお尋ねでございます。

私は、本来、市、国、県等が所管をしておる事業現場、川でいうと一級河川等については県でございますか、そういった役割分担があると、市道については市が管理責任を。こういった現場につきましては、日頃からその状況について事業管理者が十分状況を把握しておくということが大原則であると思っております。そして、問題箇所、いろんなトラブル等があった場合は、一定の基準に基づいて、順次計画的にそれを修復、修繕、改善をしておくことが望ましいというふうに私は思うわけでございますけれども、このことについてのご所見を求めます。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのご質問でございます。

市内の現状把握ということでございますが、これにつきましては、日頃から、職員が市内をパトロールすることや、職員からの情報提供、あるいは市民からの通報などに基づきまして、現場を確認し、その状況を把握しているところでございます。しかしながら、こうしたものだけでは、目が行き届かないという部分が出てきますので、現在行っております大字要望制度も活用した上で、その把握を行っているところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 当然、隅々まで十分目が行き届かないということで、大字要望によって事業が進められておるとい状況でございます。大字間でどのような認識で、この要望について、大字の役員会なり、ご審議をされているのかというのは、若干の格差があるのかなと思うわけでございます。要望書の提出状況について、公表できる範囲内でお聞きをいたします。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 要望書の提出状況でございます。これまでの大字要望の提出大字数及び件数についてお答えさせていただきます。

平成29年度でございますが、このときは36大字より162件ございました。平成30年度は43大字より244件。令和元年度は43大字より290件。令和2年度は38大字より263件の要望がご

ざいました。

ちなみに、令和2年度の大字要望の主な内容といたしましては、市道関係が83件、水路関係が49件、河川関係が24件、防犯カメラ関係が12件、交通規制関係が22件などとなっている状況でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 44か大字全てじゃないということを確認をさせていただきました。

本来、市内どこの大字に対しても、要望書が出ている、出していないに関わらず、同じレベルで必要な整備を順次進められるべきであるというふうに思うのですが、今の方式であれば、どうしても出したもん勝ち、出したからした。出さなかったからできない。先ほどの体育施設の利用制限と似通ったお話でございます。こういうような形で格差が生じてしまうという方法であんのかなと思うところでございます。このことについてのご認識をお聞かせください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 この大字要望制度でございますが、これにつきましては、毎年、年度当初に行われます区長会で、制度の説明を行いまして、7月末までに大字要望を区長に取りまとめでいただきまして、市に提出していただいている状況でございます。この要望書の提出のない大字につきましては、担当課の職員が区長に連絡を行いまして、実際に提出がないのかという確認を行っているところでございます。

この各大字から出てきました要望書は、市の担当課に回付いたしまして、それぞれの担当課において要望の内容を確認し、現場の確認が必要な場合は、職員が現地に出向いて確認作業を行っているところでございます。それでもなお詳細について確認が必要な場合には、担当者が区長に連絡して聞き取りの実施後、再度区長立会いで、現場の確認作業を行っているところでございます。こうした作業を経まして、市で実施すべきもの、国や県に要望するもの、大字で実施していただくものなどに分類いたしまして、市で実施できるもののうち、当該年度の予算で実施できるものはその年度で実施いたしまして、予算計上が必要なものにつきましては、担当課における優先順位と各大字間のバランスを考慮した上で翌年度の予算要求を行っていくという手順となっております。

現時点におきましては、この大字要望制度は5年目を迎えましたので、この運用がスムーズにできるようになってきているというふうに考えているところでございます。

以上です。

西川議長 増田君。

増田議員 要望書による事業採択というのは、私はいい方法であって、こういう窓口一元といいますが、いい手段であるということは十分認識させていただいてるんですけど、ただ地域間の格差というものが懸念されるということでございます。

また、採択に当たっての判断基準につきましても、いろいろと難しい点ございますけれども、時間の都合でここは省きます。判断基準についてはです。

議員に対しても、市民の皆さん方からは、各種要望をお聞きする場面がございます。その

中には、大字からの要望に基づいて進められるべき内容もございます。そういう場合は区長との調整等が必要になってくるわけでございますけれども、こういった大字からの要望、7月末ですか、提出期限がございます。市に提出された文書を市が受け付けて、先ほどございましたように、やり取りを文書でされると。

ところが、この実態について十分に市とのヒアリング等がなされる場面、機会が設けられていない。私、市民懇談会ですか、過去に市長が各大字に出向かれて、その際何かご要望ございませんかと、手を挙げて市民の方からいろんなご意見を頂戴するというような、そういうシステムと申しますか、機会もあったわけでございますけれども、私は、それも重要かと思っておりますけれども、大字別の事業要望ヒアリング的なものを作っていて、1大字30分から1時間といったような単位で、現場と大字役員とのヒアリングをする、そういうシステムと申しますか、方法、進め方を採用されてはどうかというご提案をするわけでございますけれども、市長のご所見を求めます。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 大字要望につきましては、1期目のときに1つの制度をつくり上げたつもりでございました。従前からルールというのが分かりにくかったものですから、議員が評価していただきまして、ありがとうございます。こういうルールでやりますよという形のものを作らせていただいて、これで4回目、5回目を迎えるわけなんですけど、ほぼそのやり方としては成熟してきたのではないのか。

議員が多分ご指摘になっているのは、それで漏れる可能性のある部分をどう拾うんですかというお話なんやろなという理解をしております。それは随時、その制度をつくり上げた中で、補てんするべきものは補てんしていく必要があるのかなという思いがございます。

ただ、議員がご提案いただいた1つの方法、葛城市の44か大字がございます。その44か大字の皆さん方に、直接ヒアリングをとということになりますと、物理的にどうなのかなという話になっていくのかなと思います。ご提案いただきましたことも検討しながら、さらに制度を高めていきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 市長が全て44か大字に出ていってくれと言ったわけではございません。現場と大字としっかりと連携を密にして事業を進めていただくということのご提案でございますので、ご検討のほどお願い申し上げます。

大字要望に関わらず、行政が責任を持って、冒頭にも申し上げましたように、管理すべき施設につきましては、日頃からヒアリング等を通じて、大字とのコミュニケーションを十分図っていただきながら、実態把握を現場でしていただきながら、要望書出しても、そこはどこですかみたいななんじゃなしに、あそこそうですね、傷んでますねといったような現状把握に努めていただいて、44か大字、地域間格差のない事業執行に図っていただくことを切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

西川議長 これで増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。

今回は2点質問したいと思います。1点目は、葛城市における入札契約の改革の現状についてお尋ねいたします。もう1件は、子育て支援策の充実について伺います。

なお、これよりの発言は質問席にて行います。

西川議長 谷原君。

谷原議員 では、早速質問させていただきます。最初に、入札契約の現状について質問いたします。

国は、2001年の4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、以下、入札契約適正化法と呼びますが、これを施行し、また同法に基づき公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、以下、適正化指針と呼びますが、これを閣議決定して、法及び施行令の定める事項の実施状況を毎年全国の地方自治体に調査を行って、その結果を総務省のホームページで公表しております。

そこで、この調査に示されている葛城市の現状について伺います。まず最初に、葛城市は入札契約適正化法及び同施行令において、実施すべき事項全て実施しておりますでしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしく伺います。ただいまの質問でございます。

法律名、指針について略称を言っていましたので、その略称でご説明をさせていただきます。入札契約適正化法及び同法施行令で求められている事項につきましては、7項目でございます。そのうち、契約変更後の契約金額の公表、それから随意契約の相手方の選定理由の公表、この2項目について実施できていない状況でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 2項目について未実施の項目があるということでもありますけれども、過去5年間、この葛城市はどのような取組をやってこられたか伺いたいと思います。この未実施事項の数、過去5年間どう推移しているかお伺いさせてください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員ご紹介の調査といいますのが、国土交通省それから財務省、総務省が共同で毎年行っておる調査でございます。その調査名が入札契約適正化法等に基づく実施状況調査という名称でございます。

この調査におきましては、先ほどありましたように、法令により義務づけられている事項、それから適正化指針により努力することが求められている事項、それから品質確保の促進に

関する事項と、この3つについて30項目150問の調査でございます。そのうち、主に適正化指針により努力することが求められている事項、それから、品質の確保の促進に関する事項から抜粋をして総務省が公表されているというものでございます。

その公表されている項目のうち、未実施事項の数についての質問でございますけれども、年々調査項目が少しずつ変更はされておりますが、直近の令和2年度の調査における未実施事項というところでは、低入札価格調査制度の導入、それから債務負担行為の積極的な活用、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、早期執行のための目標設定、週休2日モデル工事の実施、下請における社会保険等未加入業者の排除、それから第三者機関等の設置、設計変更ガイドラインの策定、先ほど申し上げました契約変更後の契約金額の公表、それから随意契約の相手方の選定理由の公表、合わせて11項目について未実施という状況でございます。平成28年度から令和2年度にかけて、この未実施の項目は同じ状況となっております。

西川議長 谷原君。

谷原議員 葛城市におきましては、皆さんもご存じのとおり、2018年に大きな官製談合事件が2件ほど発生いたしました。当然入札契約改革を進めていただきたいということで、私も繰り返し発言してきたところでありますけれども、実際、未実施事項がこの5年間残り続けていると。前進してないということでもあります。

この入札契約適正化指針につきましては、各省庁の長、それから特殊法人等の代表者または地方公共団体の長は、公共工事の入札契約の適正化を図るために、これを必要な措置を講じることを努めることということになっております。

そこで、市長にお伺いいたしますけれども、このように未実施事項があり、それが残されているということについて、どのようなご認識を持っておられるか伺います。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令で求められている事項につきましては、できる限り早急に対応してまいりたいと考えております。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により努力することが求められている事項や、品質確保の促進に関する事項についてでございますが、こちらのほうは、入札契約制度における公平性や適正性の確保の必要性は変わりませんが、制度については、その時代、時代で変遷するものであらうとも考えております。その時代に適合した制度に柔軟に対応する必要があると感じております。その中で、現在の運用について問題点があれば改善する必要があると認識をしております。

西川議長 谷原君。

谷原議員 私はまず、法令で定められたこうした実施事項や努力義務事項、これを真摯に受け止めて実施することが大事だと思います。したがって先ほど述べられたように、改善がずっとされないということになるわけですから、これについては再度また市長の認識を問う機会があるかと思っておりますけれども、考えていただけたらと思います。

さて、入札契約適正化法の第3条では、改革において実施すべき基本原則を5つ掲げております。1つは、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保。2つ目、入札に参

加しようとし、または契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進。3つ目、入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底。4、ダンピング受注の防止。5、契約された公共工事の適正な施行の確保の5つでございます。

このうち、ダンピング受注の防止を除く、4つの基本原則に基づく実施義務づけ事項及び努力義務事項の実施状況について伺ってまいります。

まず最初に、公正な競争を促進させるための改革について質問いたします。

適正化指針には、指名競争入札を行う場合について、次のように述べております。指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は指名業者の事後公表の拡大に努めるものとするとなっております。

そこで質問いたします。葛城市では入札の事前公表で、指名業者名を公表しておりますか。それとも、入札後に公表していますか。お尋ねします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本市におきましては、指名業者名は事前公表という形をとっております。

西川議長 谷原君。

谷原議員 これは、今述べたとおりであります。談合助長するので、事後公表に努めることという適正化指針になっております。これに反すると思いますが、直ちに事後公表に改めるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

指名競争入札におきまして、以前は指名業者や予定価格の公表を行っておりませんでした。その時代に、業者による職員への働きかけ等の不正行為等もございましたので、現在はそのような防止の観点から、事前公表とさせていただいておるところでございますが、何分、かなり以前のことでございますので、事後公表に向け検討をさせていただきます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。予定価格の公表につきましては、これは必要だろうと思えます。

先ほどあったように、職員への働きかけがあるということですが、でも指名業者については、これは公表する必要はないと私は思いますので、よろしく願います。

それでは次にお伺いしますが、適正化指針では、指名競争入札の問題点を次のように述べております。競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするとなっております。

そこで伺います。葛城市におきましては、指名基準を策定し、また公表されているでしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

指名基準でございますけれども、葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準、それから葛城市業務委託等指名競争入札参加者指名基準というものがございまして、それぞれ規定している内容は似通っております、指名の方法、それから指名の特例、市内業者の優先指名、留意事項等を規定しており、別表におきまして業種別の予定価格に対応する指名業者数や格付も示しているところでございます。

なお、公表につきましては、管財課の窓口での閲覧という形で行っておるところでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 公表しているということでございます。ところで、入札における指名業者の選定は、どの部、あるいは委員会で行っているのでしょうか。その際、後でも述べますが、決定過程の透明化ということが言われているわけですが、選定過程における会議録等を作成されているのでしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをいたします。

事業者の選定につきましては、発注担当課が指名願一覧から、さきに答弁させていただきました指名基準に基づきまして、市内に本店、営業所、事業所を置いている事業者を優先し、過去の事業実績ですとか、指定期間内に業務を遂行できるかなどを判断基準として事業者を選定し、業者選定委員会で審議するという形になってございます。

業者選定委員会におきましては、指名基準に合致しているか、指名業者が適切か、また必要業者数が適切かを審議しているところでございます。また、その業者選定委員会では議事録を作っておりますが、葛城市工事等請負業者選定要綱というものがございまして、そこで委員会の会議は非公開、何人も委員会の会議の内容をほかに漏らしてはならないと規定しておりますので、現在は非公表としております。

西川議長 谷原君。

谷原議員 非公開ということですが、議事録は作成しているということでありました。これについて伺ったのは、本来、指名業者に選定するかどうか、これは業者にとって死活問題でもあります。ですから、選定から漏れた、指名されなかった、参加資格はあっても指名されなかったという業者に対して、その業者の求めがあればその理由を回答することが法律上義務づけられております。当然、会議録に従って、私は回答すべきものだと思いますので、非公開であったとしても、その議事録に基づいて会議がやられているということをきちっとやっていただきたいと思います。

次にお伺いしますけれども、地方自治法では、入札は原則として一般競争入札とするということになっております。手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く、第三者による監視が容易なこと、潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこと。したがって入札及び契約において不正が起きにくい、こうした特徴を持っている

ことから、一般競争入札を原則としております。

しかし一方で、事務量が大変大きいことなどデメリットもあることから、例外的に指名競争入札や随意契約を認めているところでもあります。しかし、入札契約の適正化指針におきましては、一定規模以上の工事を中心に、一般競争入札を拡大していくということを求めているわけであります。

そこで伺います。葛城市では一般競争入札を行わなければならないとする事業の下限額を幾らとしているのでしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

建設工事を例に挙げてご説明申し上げます。一般競争入札を行う際の下限額につきましては、先ほど答弁いたしました指名競争入札参加者指名基準、これに基づきまして市内の最上位のランクの事業者を指名することとなる工事金額の上限が1億円までと定めておりますので、1億円を超える工事について一般競争入札を行うことといたしておるところでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 葛城市は1億円ということになっているわけであります。

そこで、先ほどから紹介しております調査、総務省、財務省、国土交通省が共同して行っているこの入札契約適正化法の推進についてどのような状況になっているか、これについて毎年調査しているわけですがけれども、これは総務省のホームページを見たら公表されてますから、それを見ますと、奈良県内12市において奈良市、橿原市、大和郡山市、生駒市の4市は130万円以上です。だから、基本的には一般競争入札をやる。原則どおり。それから大和高田市や香芝市は下限額は設けず、対象工事ごとに適宜決定している。これも金額が低い事例をホームページ見れば分かります。五條市と宇陀市は500万円以上。桜井市は600万円以上なんです。御所市が1,500万円以上。天理市は2,500万円以上ですから、葛城市のように1億円を超えるものについて一般競争入札する。実際にこの調査では、どれくらい1年間で一般競争入札に付してるかという数字まで出てますよ、各市町村。葛城市、大変低いです。これ一般競争入札が例外になっている、葛城市では。指名競争入札が常態化しているという実態ではありませんか。

そこで伺いますけれども、一般競争入札とする事業の価格の下限額、いわゆる先ほどおっしゃいました指名競争入札の上限価格、これはもっと下げるべきだと思いますけど、そういうことについて検討されているかどうかについて伺います。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの一般競争入札の下限額の引下げについてということでございます。

本市の入札制度は市内業者の育成をまず基本としつつ、品質の確保を図りながら、価格競争による運用を従来から図ってまいりました。その結果、市内事業者の技術力が徐々に向上してきたことから、受注可能額の上限を段階的に引き上げてまいったところがございます。

加えて、一定程度の技術力に達した時点で、試行的に総合評価落札方式を導入し、価格だ

けでなく、工事の品質や安全対策、それから先進的な設備機械などの使用による提案を受け、その提案を評価し点数化することで落札業者を決定する制度を導入いたしたところでございます。しかしながら、残念なことに、いろいろな事件も発生したこと、それから総合評価落札方式では、従前から活用しております最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度、これを導入する必要があるということで、現在は実施していないという状況でございます。

こういった変遷の中で、一般競争入札の下限額が現状1億円となっておりますところでございますが、この下限額を引き下げることになりますと、もともとの基本といたしておりました市内業者の優先指名といった流れから、工事内容による市内枠や一般枠の設定を行って一般競争入札を導入するというような大がかりな制度設計、それから事業者との調整、価格競争及び地域外からの市内工事実績のない事業者の参入による品質低下のおそれなど、問題が想定されておるところでございますが、他団体の状況や、先進的な団体の事例を参考に、1つ1つ課題を解決しながら、入札制度の基本原則である一般競争入札を増やし、下限額の引下げについても取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 他団体はやってるわけですよ、他団体は。奈良県内の。だから、地域の業者育成と言ってますけど、他団体はやってるんですよ、ちゃんと。これは真面目に捉えてほしいと思いますよ、私。

改めて質問しますけど、事務量が多いということでいろんな工夫されてます。例えば簡易型一般競争入札を取り入れる、これ大和高田市はやっておられます。それから、指名競争入札というのは、どうしても行政側、発注者側の恣意性が問題になるわけですから、公募型、あるいは希望制の指名競争入札を導入している、そういう市町村もありますよ。指名競争入札よりも公正な競争を促進することができるこれらの入札方法、葛城市は1つでも導入されてますか。これについて伺います。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 私の勉強不足かも知れませんが、簡易型一般競争入札というものがどういったものかはよく存じ上げておりませんが、入札方法というものは、日々改善、改良され、様々な方法というものができております。公募型、または希望制指名競争入札等も検討はさせていただいてはおりますが、現状の指名競争入札と比べ、落札者の決定までに相当程度の日数を要すること、それから年度内完了に向け全体的に早期着手を行うなどの必要がございます。また、先ほど答弁いたしました大きな制度改正を行った上で、補助事業上の制約の有無等も確認し、債務負担行為の設定等平準化の取組を行うなど、導入に向け研究してまいりたいと考えておるところでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ぜひ研究をお願いしたいと思います。事務量の問題がありますから、スケジュールの問題、管理、これ大変ですけど、職員の方に汗流してもらおう。職員の努力で競争性を発揮すれば、経費も削減できるわけですから、これはやっぱりしっかり研究して取り組んでいただきたいと思います。

それでは、続いて談合、その他の不正行為の排除について関わって質問いたします。

入札契約適正化法の第12条及び第13条では、入札に関わる申込みの際には、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないとしております。

そこで伺いますけれども、葛城市におきましては公共事業において建設業者から入札金額の内訳書を提出させ、その内容を確認していますでしょうか、お伺いいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

建設工事、それから測量コンサル業務の入札におきましては、標準的な入札書の様式を定め、工種ごとの内訳金額を記載した入札書により、入札箱に現状は投函していただいております。また、その記載例を指名通知の際に同封し、業者に周知をいたしております。

その内容の確認でございますけれども、入札会場におきまして、発注担当課立会いの下、入札書に誤りがないか、開札したときに記載された内訳の合計と入札書の入札金額が合致しているのかという確認を行い、適正であれば落札者を決定いたしておるのが実情でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 提出させているということであります。今、公共工事、建設工事等についてお伺いしましたけれども、業務委託についての入札、あるいは物品購入についての入札においても同様でしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 先ほど答弁いたしました建設工事及び測量コンサル業務以外の入札でございますけれども、標準的な入札書につきましては、内訳金額について記載していただく部分はございませんが、発注担当課が必要と認めたときは、発注仕様書や特記事項におきまして内訳書の提出を求めるケースもございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 私は、こうした物品の発注等につきましても、建設工事等の内訳書と同様に提出させるのが望ましいと思っております。と申しますのは、この内訳書によって業者の優秀さ、あるいは不良かどうかの1つの資料にもなりますし、また世間の相場、内訳書によって細かい金額、価格などの相場が、大体職員もつかめていくようになるわけですから、公共調達における葛城市の職員の能力を高めていくこととなりますから、担当課任せということでもありますけれども、これについては今後徹底していただけたらと要望しておきます。

続きまして伺いますけれども、指名競争入札が成立しなかった場合があります。成立しない、中止となる場合があります。指名しても辞退したり、入札に参加しなかった事業者に聞き取り調査などは行っておられますか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございますけれども、入札を辞退される場合につきましては、辞退届を提出いただいております。その辞退届に辞退理由を記載していただくよ

うにいたしておるところでございます。また、その記載理由が不明瞭な場合や単に当社の都合というような理由の場合につきましては、発注担当課に詳細な理由の聞き取りを行っていただくよう依頼しておるところでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 聞き取りは依頼していただいているということでありませけれども、私は、しっかり聞き取っていただくことが大事だろうと思います。

これはちょっと具体例を挙げます。今年の2月2日の入札において、感染症拡大防止事業に係る手指消毒液の調達において、予定価格240万円で指名競争入札を実施しております。ところが、4者を指定したにもかかわらず、うち2者が指名を辞退し、1者は不参加、入札したのは1者のみとなったため、これは入札が成立しませんでした。したがって、こうした場合、辞退や不参加の事業者に対して丁寧な聞き取りを行って、場合によっては仕様書を変更するなり、指名業者を増やすなりして再入札するということがふさわしいと思うんですけども、この年度末ですから、2月2日ですから、年度内の入札ではありますけれども、これについては再度入札されたんでしょうか。この消毒液の購入、それとも随意契約になったのか。これについてお伺いします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ご紹介の案件についてでございます。辞退者が多く、入札時に1者となったことから中止をした消毒液の案件でございますけれども、本来であれば再入札ということにはなるかと思えます。ただ、消毒液の性格からいたしまして、感染症まん延防止の観点から、急を要する事案として随意契約によることを明記した施行伺いを原課のほうで作成し、決定権者の決裁を受けた後に購入契約を随意契約で行っておるといふものでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 計画的に購入すれば急にということはあり得ないんですよ、手指消毒なんて。余れば防災備品で保管すればいいわけですから。これ、指名競争入札をしました。辞退、不参加、1者しか応札しませんでした。不成立。それで随意契約。私、これ契約金額知りませんが、予定価格ははっきりしてますよ。こういうことをやってたら指名競争入札の意味がなくなるんですよ。こういうことについて、やっぱり入札についてはきちっと時間も取って計画的にやりながら、不落になったときには再入札できる、そうした準備ができる余裕を持ってやるべきじゃないですか。場合によっては談合の疑いさえ出てきますよ。業者間で談合して1者のみ、はい、随意契約です。私はこういうのは改めなければいけないと思います。

次にまた関連しますけれども、情報の公開、透明性の確保について質問したいと思います。

入札結果については、公表が義務づけられていますので、事業1件1件ごとの入札結果公表書については、新庄庁舎1階のロビーの掲示板や過去のものについては管財課の窓口で閲覧できるようになっております。またホームページにおいては、入札日ごとに事業名や予定価格、落札業者の名前やあるいは落札価格など、一部の情報を抽出して、ホームページで一覧表として公表しております。しかし、入札過程の透明化を進めるためには、事業つまり入札の1件1件ごとの入札契約公表書、あるいは開札録と言われるもの、これをホームページ

で閲覧できるようにすべきではないでしょうか。大和高田市あるいは生駒市、奈良県内の他市では、1件1件ごとホームページに掲載してますよ。なぜそういうことが重要かということ具体的に言いますよ。

本年5月26日に入札が行われた塵芥収集車予定価格750万円の指名競争入札が中止となっております、これも。ホームページに掲載されている入札結果一覧表だけではなぜ中止になったか分かりません。しかし、新庄庁舎に出かけて行って入札結果公表書を見ますと、9業者が指名を受けてるんですよ。9業者が指名を受けながら4事業者が辞退、さらに4事業者が入札に不参加、その結果入札に応札したのは1者だけです。だから、これ不成立なんです。これどうなりますか、また随意契約ですか。これ、過去の購入記録全部見て同じことが起きたらどうですか。こんな明らかに談合の疑いがありますよ。だから、市民全体にこれを公表すれば、市民の方の中には、こうしたことに詳しい方たくさんおられます。談合の疑いあるじゃないか、声が市民から上がるんですよ。それを行政も意識しながら仕事することになるんですよ。だから、適正化指針はそのためにインターネットの利用の促進を掲げております。情報の公開、透明性を徹底するということですね。

そこで伺いますが、葛城市でも現在の入札結果一覧表だけでなく、1件1件の入札結果について葛城市のホームページにその入札結果公表書あるいは開札録を掲載すべきだと考えますけれども、ご見解を伺います。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

入札結果の公表についての今後ということでございます。その公表の在り方につきましては議員お述べのように契約の透明性の観点から、できる限り市民の皆様にお知らせできるよう今後検討してまいりたいと考えております。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。私も入札契約のことをかなり取り上げて、また市民の方にもお伝えしてきましたので、いろんな情報が入ってまいります。その中では、やっぱりこれは他市のようにちゃんと見えるようにしてほしいと、そこから分かることはたくさんあるというふう伺っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、契約された公共工事の適正な施行の確保について質問いたします。

入札契約適正化の目的は、良い品質のものを適正な価格で調達することです。価格だけでなく、良い品質のものを調達することも大変重要であります。とりわけ公共工事においては、長く施設を利用するわけですから、価格が安くても品質が保証されていなければ適正な公共調達とは言えません。

そこで伺いますけれども、葛城市では公共工事における技術検査及び工事成績評価を行っているのでしょうか、お伺いします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

公共工事の検査についてでございます。葛城市建設工事検査要領というものがございまし

て、これに基づき工事成績評定の採点考査項目表というものにより、検査員が検査を行い、成績評定書に点数を記入し、設計書どおりの工事が完了しているかを確認することになっております。

なお、議員お述べの工事成績評価という部分についてでございますけれども、市独自で工事の成績による工事業者の格付などを行っておらず、奈良県の格付を準用しております。次回の発注時の業者選定に反映させるといったような工事成績評価制度というものは実施できていない状況でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 技術検査等をやって、これはきちっとやっておられるようではございますけれども、工事成績評価をきちっとやっているわけではない。私、これはやっぱり職員にとっても業者と対等にやっていくためには、ちゃんと発注者ですから業者を評価する。民間でもやっていますよ、こういうのはね。個人でもやっていますよ。あの業者はいい、悪い。この業者に頼もう。それが地元の業者を育てることにもなるんです。地元の業者が切磋琢磨することにもなるんですよ。だから工事成績評価、これをきちっと反映させる。そうすれば職員の立場も強くなって、業者に物が言えるようになるんですよ。これ、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、ご見解を伺います。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 公共工事の検査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、葛城市の建設工事検査要領に基づく完了検査というもので実施をいたしておりますが、工事成績評価となりますと、検査が数回にわたるといこともございます。そういった時間が増加し、全体として技術員が慢性的に不足している中で、なかなか募集をしても応募者が少ないという状況が続いており、実施に踏み込めない状況でございます。今後、技術系職員の募集採用を図りながら、検査スキルの向上を図る研修等を積極的に行い、市独自で工事成績評価を行う制度の実施に向け研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ぜひ実施の方向に動いていただきたいと思っております。専門職の方がなかなか確保できないということで、難しいということでもありますけれども、これ、ニワトリの卵の話ですね。ニワトリか卵が先か、そんな話になってくると思うんですよ。なかなか葛城市でも技術員を採用しても若くして退職される。やっぱり、技術員の立場を強くするためにも、工事評価を入れるほうが葛城市に対する職員採用についても、評価が上がるんじゃないかと私は思います。これについては、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、設計変更ガイドラインの作成について伺います。葛城市は作成していますでしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 設計変更ガイドラインについてのお問いでございます。

葛城市では、現在、設計変更ガイドラインというものは作成はしておりませんが、原則的に県の運用に準拠して、設計変更業務を行っているのが実情でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 県のを準用して運用しているということですが、私は令和2年度の総務省に掲載されている調査では、ちょっとびっくりしたんです。奈良県内12市中、葛城市のみが設計ガイドラインに基づく設計変更を実施していないとなっております。12市中9市がガイドラインを作成して設計変更に対応し、2市は他団体のガイドライン、これは県でしょうけど、ガイドラインを基に設計変更に対応しているということでありました。ということは、葛城市の場合も県のガイドラインで設計変更に対応している。つまり総務省の調査に対する報告が誤りであったということなんですか。ここをちょっとお伺いします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 私ども葛城市からの報告を国の設問に適正に回答した結果がそういうことであった。ですので、本市独自でガイドラインを策定しているわけではないという意味で策定していないという回答でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ちょっと分かりにくかったですけども、調査結果にはこう書いてあるんです。作成しているのと、他団体のものを準用していると。それが奈良県内では11市なんです。2市が他団体のものを準用している。9市はそれを作成しているんですね。今のお答えだと、葛城市は準用しているということになるかと思うんですけど、しかし国の問いに従っていけばそういう作ってないということに分類されちゃったということですから、国の基準から見たら、それは作成してないと、あるいはそれを運用してないというふうに思われたということなんですか。これちょっと確かめます。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 厳密に国が示しておりますガイドラインというものを作成していないと。他団体というところの取り方でございますけれども、近隣市町村の団体という捉え方で回答をさせていただいたというのが実情でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 この設計変更に関わるガイドラインのことにつきましては、議会でも繰り返し問題になる場所なんです。工事変更、あるいは契約変更、議案として出てまいりますから。更に言えば、葛城市の場合は、道の駅かつらぎ建設事業において、設計変更、設計変更、それがしまいにはちゃんと報告できてなかったことをもって、いただいておりました国庫補助金、多額に一般会計から返還せざるを得なくなったわけでありまして。

したがって、設計変更についてガイドラインを準用するんでもいいですけども、きちっとガイドラインに従って設計変更が行われているかどうか、これについても執行段階でしっかりと見ていただきたいと思います。

続いて、最後になりますけれども、入札契約改革について、この間、私、第三者委員会の問題を取り上げてまいりました。地元の業者との関係がどうしても入札契約については付きまといまいます。先ほどもありました、地元の業者の育成ということもあります。そのために、政治的な力も働きやすいです、この入札契約については。だから、簡単に改革なんてできる

ことではないという認識もあろうかと思えます。

しかし、地元の業者の育成は、別の政策課題だと言われております。入札契約改革は、国民、市民の税金によって公共調達が行われている以上、競争性、透明性、公正性、公平性を確保することは、法令によって行政に義務づけられていることでもあります。業者と行政の癒着が疑われるようなことがあってはなりません。その点で入札契約適正化法などにおいて、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明化を図って、学識経験を有する者などの意見を適切に反映させるために、第三者委員会の設置をすることを中核市以上は義務付けております。その他の地方自治体におきましても努力義務として設置を求めています。奈良県12市中6市が、既に第三者委員会である入札監視委員会を設けて、委員には弁護士、公認会計士、学者などの専門家を任命して、大体年に2回くらい抽出して問題点を指摘し、改善、提言している、そういうところが多いです。

そこで伺いますが、昨年度、第三者委員会を設置するという予算がついたんです。ところが、昨年度は実はこれは執行されませんでした。今年度また予算が再計上されてますけれども、この第三者委員会、今年度中に設置されるかどうか、これについて伺います。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 この第三者委員会の設置につきましては、昨年度に予算計上しながら、設置できずに予算を流したということになってございます。本年度におきましても、第三者委員会の設置を目指し、入札制度の諸課題の解決に取り組んでいるところでございます。

令和3年度におきまして、国土交通省の入札支援事業というものに採択をされまして、専門家の派遣を受けることが決定しております。入札契約適正化法等に基づく状況調査項目において、実施できていない課題等の解消も含め、入札契約制度の改善に向けて、専門家の支援を受けながら、引き続き努力をしてまいりたいと思えます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 今、新しいことをお伺いしました。入札契約の改革を推進するために、国土交通省から専門家を葛城市に入れて、改革に取り組むということでもありますから、私、これは大いに期待したいと思えますが、いずれにしてもこれ行政の方なんです。入札契約適正化法がなぜ第三者委員会ということを経営上設置することを求めているか、その意味合いを考えていただきまして、その専門家の方も来られるそうですから、よくお話をしていただきまして、やはり、市民、第三者の目をしっかり入れる、これは入札契約というのは難しいんですよ、改革が。本当に地元の関係、政治絡み、いろいろあります。ですから第三者を入れる。それを法律は明記しているわけですから、これについてはぜひ今年度中の実現をお願いしたいと思います。

さて、葛城市におきましては2018年度、先ほど言いましたけれども、道の駅かつらぎ建設事業及び葛城川東道路改良事業において、その事業に携わっておられた当時の副市長及び現職の課長補佐が官製談合事件で逮捕されるという事件が起きました。

私は、奈良県内において、生駒市が先進事例になろうかと思えます。生駒市においても過去、市長と議長が収賄で逮捕されるという大変な事件が起きました。そこで新しく市長にな

った方によって、行政内部で真相、原因把握を行って、ホームページで再発防止のための指針、そして入札改革の取組についてずっとホームページで掲載されております。

しかし、葛城市では、市のホームページを見ても、あれだけ大きな官製談合事件があったのに、何事もなかったようなありさまなんです。また、先ほど来からの質問でも、私は明らかになったと思いますけれども、葛城市における入札契約の改革、談合の素地になるような、こういうことはやめなさいと言ってることもやってる。そういうふうに改革が全く遅れているという状態なんです。これでは再びまた談合事件が起こる。こんなことになれば、失われた市民の行政に対する信頼を回復するのは大変難しくなると考えます。

そこで、先ほど国土交通省から専門家を招き入れて、入札改革をしっかりとやろうということでありましょうから、この点については、ぜひ行政の信頼回復のために再発防止策については、きちっと市民に入札契約改革の進捗など、ホームページで公表すべきだと思いますけれど、市長の見解をお伺いします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 本市で発生した公共事業に絡む不正事件を教訓といたしまして、発生原因を究明し職員のあるべき姿など、人事面でのコンプライアンス研修の徹底を図り、コンプライアンス違反があった場合には、懲罰を含め適正に対応してまいりたいと考えております。一部係争中の案件もございますので、裁判が終了し、全容解明と、原因、再発防止策等をまとめ、市のホームページで公表したいと考えております。入札契約改革の進捗状況につきましても、ホームページでお知らせしてまいりたいと考えております。

西川議長 谷原君。

谷原議員 よろしく申し上げます。時間がかかる問題ではありますが、少しでも入札改革が進められるようにお願いします。とりわけ、葛城市におきましては、財政状況が大変逼迫しております。財政調整基金を毎年取り崩している。実質単年度収支の赤字が5年間続いております。また、その一方で経常収支比率が悪化している。これでは市民の新しいいろんな要望、期待に応えることが、行政はできなくなってしまいます。

したがって、入札契約改革によりまして、良い品質のものを安く公共調達する。葛城市は30億円以上公共調達があるわけですから、それを少しでも削減していく。そうすれば市民サービスを切り下げることにならないわけです。ぜひ、これについて真剣に取り組んでいただきたいと思います。

残り時間少なくなりましたけれども、次に子育て支援の充実について質問いたします。

葛城市では未就園児童とその保護者を対象に、親子が遊びながらゆったり過ごせる場として、つどいの広場や、月1回の年齢別つどいを葛城市子育て支援センターや、磐城校区児童館などで実施して、親子あるいは子育てをする親御さん同士の交流をする機会を設けております。

そこで伺いますけれども、これらの支援策は土日に行われていますでしょうか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしく申し上げます。

葛城市におきましては、子育て中の親子を支援するためにつどいの広場などを開催しておるんですけども、こちらにつきましては土日はただいまのところ開催しておりません。

以上でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 葛城市は、第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画というものを作っております。そこにはニーズ調査がされており、葛城市内の子育ての家庭、状況調査、あるいはニーズを調査してるんです。

就学前児童をお持ちの保護者を対象に、子育ての相談相手はという調査がありまして、一番多いのは配偶者・パートナー。2番目に多いのが親、きょうだい。3番目に多いのが友達、それから近所の人となってるんですね。子育て中の親御さんにとって、同じ年頃のお子さんを持つ親同士の交流は切実な要求であります。助け合えますからね。相談もできます。

ここで、若いお母さん方から寄せられた声を紹介しますが、妊婦同士の交流の場がいいなと思います。あるいは、もう一つですけども、子育て支援が葛城市は充実していません。子育て講座が少ない。子どもと遊べる、楽しめる催しも少ない。未就園児が行ける施設がない。河内長野市の「あいつく」、大阪狭山市の「UPっぷ」のような保護者が交流できる場所がない。こんな声があったんです。

私は、あれっと思って、葛城市非常によくやっているといます。でも、調べてみると土日開催されてないんですよ。先ほどの計画のニーズ調査によりますと、就学前児童を持つ母親の3人に1人はフルタイムで働いています。母親の3人に1人、フルタイムなんです。未就園学児でも。フルタイムを含めて3人に2人は週5日働いておられるんです。つまり、そういうニーズ調査から分かることは、要は3人に2人は、半分くらいかもわかりませんが、かなりの方が平日働いてはるんです。したがって、土日、お母さん方がママ友を作る、交流機会を設けるというのは非常に大事だろうと思うんです。

それから、こういう声も寄せられています。コロナ禍で子どもを連れての外出が不安。特に生後間もない子を連れて買物も不安になる。上の子と下の子の子育てが大変だが、市の産後ヘルパーが土日祝は休みで利用できない。平日は幼稚園等で上の子は日中いないが、休みの日が大変。だけど手伝ってくれる人がいないから困っている。お腹の中の子入れたらお子さんが3人おられるんでしょうね。

ちょっと確認しますが、葛城市では産前産後のヘルパー制度があります。他市と比べても安い料金でたくさんやっていただいている、これは本当に有り難いんですが、土日の利用は実施されていますでしょうか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こちらにつきましても、土日につきましては行っていない状態でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 奈良県内においても、土日に産前産後ヘルパーを利用できるように制度を整えているところもございます。葛城市内には産婦人科がございません。そのために妊産婦が市外に通院す

るという負担、これも声が寄せられているんです。葛城市は、私は本当に子育て支援一生懸命やっておられて、とりわけマイナス1歳から40歳まで切れ目のない子育て支援を行うという理念の下、こども未来創造部を作って子育て支援を強化してまいりました。高い理念も掲げております。

したがいまして、こうした母親のニーズをしっかりと受け止めて、産前産後ヘルパーの土日利用、さらに子育て支援センター事業における親子交流事業は、土日ぜひ取り組んでいただきたいと思うんです。それが計画で示されたニーズ、葛城市内の保護者のニーズなんですよ。これらの方々は働いて納税者でもあるわけですから、やっぱり行政の公平さということを考えても、土日に利用できる、そういうことをぜひ実現していただきたいと考えます。

葛城市内には、土日に利用しておる施設がございます。中央公民館のホール。これなどは、私は適切な広さがあると思います、中央公民館。また、當麻庁舎周辺では、當麻図書館の2階などが適切な広さで利用できると思います。また、當麻文化会館も土日に開館してるわけですから、新たな施設を造らなくても、今ある土日に開館している施設を利用すれば、あとは人だけの問題になりますけれども、交流を中心にやるということであれば、比較的できるのではないかと私は考えます。子育て支援のために、土日の利用を求める親御さんの切実な声に応えるべきだと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 議員がご指摘のように、葛城市では子育て中の親子を支援するために、子育て支援センターと磐城児童館において、つどいの広場などを開催し、子育てにおける保護者の不安や悩みを解消するため、子育て支援員が日々対応をしております。

また、令和元年度に実施いたしました、第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査により、子育て世帯のニーズと希望を取り入れ、令和2年度から事業の実施回数や実施曜を増やすなど、子育て支援サービスの充実を図ったところでございます。土曜日や日曜日の開設につきましては、実施場所の課題のほかに、人員の確保が必要になります。子育て支援員となるには、保育士資格や子育て支援員研修を受ける必要があり、現在におきましても、安定した人員の確保が課題となっております。

引き続き支援員の募集に努め、利用を希望される市民のニーズに応えることができるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 葛城市は、若い世帯の流入で人口が増えております。よく伺うのは、水道料金と公共料金が安い。あるいは様々な支援策がある。もう一つは子育て支援が充実している。これはSNSなどで広がっているということ、私は近隣の同僚の日本共産党の議員から、葛城市によくうちの若い子が抜かれるねんと。聞いてみたら、子育て支援が充実していると。私はそういう点では評価してまいりました。しかし、来られた方が、いや葛城市充実してませんよと言われると私もびっくりするわけです。期待を裏切ることになりますよ。せっかくいいまちに来たと思ったのに、あれ、土日あったのに、葛城市ない。ママ友ができない、新しいところ

で。新しく住み始めたところでママ友をぜひ作りたいと。その機会がないから本当に切実なんですよ、これ。だから、私は何としても土日お願いしたいと。保育士については、いわゆる施設型保育を希望する方もいらっしゃるでしょうけれども、施設型保育は荷が重たい、そういう方もいらっしゃいます。様々な希望があるわけですから、こういうところで働いてみたいという保育士の方もいらっしゃると思いますので、また施設についても先ほど述べたとおりでございます。

ぜひ、真摯に検討していただくことを求めまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

西川議長 これでご原一安君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様の声をしっかりと市政に届けていきたいと思っております。

私からは1点、いつもながら子育て支援について、一般的に質問させていただきます。

なお、これより先は質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

西川議長 杉本君。

杉本議員 よろしくお願ひいたします。毎回、子育て支援というなかなか大きい範囲で質問させてもらってるんですけども、前も言いましたけど、住みよさランキング、葛城市、市長もいつも言うてはるみたいで、全国では31位、近畿地区では第2位と高い評価を受けております。これはやっぱり他市の方とか聞いても、やっぱり子育てのしやすいまちやという印象を持たれています、かなり。でも、子育ていかがと言われてたときに、胸を張って子育て最高ですよと言えるまちにできるだけ近づけたいと思っておりますので、僕が思う子育て支援についていろいろ聞かせていただきます。

葛城市、人口は微増です。ずっと上がっていったんですけども、幼児教育無償化前からずっと僕言ってるんですけども、保育のニーズが上がってくると。待機児童対策をずっと考えていってくださいと、長きにわたり、しつこいな、杉本と思われながらも言ってるんですけども、言ったかいあったか分かりませんが、待機児童対策室を作っていて、頑張ってもらってます。その結果というか、進捗状況をまずは聞かせていただきたいと思ひます。

まずは、毎回聞いてますけど、待機児童です。今、葛城市の待機児童の数、人数調べてもらってると思うのでお聞かせください。

西川議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

令和元年度からの推移を述べさせていただきます。令和元年度は、年度当初の待機児童数4人、年度末9人。令和2年度は、年度当初28人、年度末49人。それから令和3年度、年度当初、4月1日現在ですけれども22人となっております。昨年度までと同様、今年度末におきましても、出産や転入によりまして、待機児童数は増加することが予想されております。

なお、待機児童につきましては全て小規模保育所の受入れ対象と同じの0歳から2歳児でございます。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。先ほど、谷原議員もおっしゃったみたいに、子育てしやすいまちやと言ってる割に、来たけどがっかりという、そういうのも全然話にならないので、葛城市は子育てしやすいまちですよと来てもらって、待機児童でうちは入れませんというのは、話にならないので、いつも僕は何回も何回もしつこく聞いてるんですけども、頑張っただいてもらってるんで、もちろん。ただ、その辺をどう解消していくんかという意味で今回質問させていただきます。

まずは、今現在、葛城市の保育所、保育ニーズ上がって、今、待機児童も膨れ上がってる。今、人数もいっぱい受けてもらってると思うんですけども、現在、葛城市の保育所の受入れ人数、ざっくりでいいのでお願いします。

西川議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 お答えいたします。

令和3年の4月1日現在で、公立保育所417人、私立保育園558人、合計で975人となっております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 これは普通に考えると、葛城市の受入れ人数というのは850人ですかね。125人くらいが頑張っただいていけると。逆に言うと詰め込んでいるという状態というのは明らかなんですよ。これをどうしていくかという話なんですけども。次に視点変えまして、保育士ですよ。いつ聞いても不足ということなんですけども、いろいろ潜在保育士再就職支援とかいろいろ考えていただいて、改善してもらってると思うんですけども、今現在、保育士の数足りてますか、どうですか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしく願いいたします。

保育士の数につきましては、法令上の配置基準は満たしておりますが、ゆとりのある配置は難しい状況でございます。保育士の数は不足しているのかというお問い合わせでございますが、現在待機児童が出ておりますので、待機児童を解消するための保育士は不足しております。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ゆとりのある状態ではないというのは、皆さん覚えておいてくださいね。

潜在保育士の登録事業、この辺とかアンケートも取ってもらっていると思うんです。働き

方改善というか、環境改善という意味で。その辺の動き、多分頑張ってもらっていると思うんですけど、その辺の結果、調べてもらっていると思うのでお願いします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育士不足の解消と環境改善に向けての動きについて述べさせていただきます。

保育士不足を解消するため、葛城市におきましても様々な取組を行い、保育士の定着と雇用の促進を図ってまいりました。保育士が作成する日案、週案、月案などの事務負担につきましても、適量化と共有化による事務負担の軽減を行い、残業や仕事を持ち帰らなくてもいいような雰囲気づくりも含めまして、作業負担の見直しなどを行いました。また、有給休暇の取得を推奨するなど、働きやすい職場となるよう、働き方改革を進めております。賃金につきましても、会計年度任用職員保育士の時給は、県下の他の市町村と比べましても高い水準となっており、魅力のあるものとなっております。

また、昨年度より潜在保育士再就職等支援・登録事業を実施し、保育士免許は持っておられますが、現在保育の仕事についておられない方の就職に向けた取組を行いました。昨年は、コロナ禍で事業の実施は年度の後半になりましたが、7人の申込みとご登録をいただき、うち6人が講習や現場体験をされ、結果、2名の方が現在公立保育所に勤務されています。引き続き職場環境を整え、保育士の方が自ら葛城市を選んで、働きに来てくださる魅力ある職場づくりを進めるとともに、潜在保育士再就職支援事業などで、保育士不足を解消してまいりたいと思います。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。その効果がどこまで出ているのかちょっと分からない、一定の効果は出ているということなんですけど。

次に、前も聞いたと思うんですけど、アンケートとかいろいろ現場の職場の保育士とかに聞いていただいていると思うんですけど、今そのアンケートというのはどういう状況なのか、前も聞いたと思うんですけど、いま一度お願いします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 アンケートでございます。魅力ある職場環境とするために、平成30年度と昨年度、令和2年度で、12月から2月にかけて、保育の現場に出向き、全職種の全職員に対して聞き取り調査を実施いたしました。聞き取った内容につきましては、精査をした上で、できることから速やかに反映させ、職場環境の改善を図っているところでございます。

中でも、新規保育士職員にとって特に負担が多く、自信をなくしてしまい、結果、離職につながってございました新規採用後すぐの主任任制度につきましては、採用後1年間は先輩についてしっかりと保育のスキルを身につける制度に変更したことで、新規採用職員からは葛城市は新人を育ててくれる手厚い職場でうれしい、感謝しているという声をたくさん聞いているところでございます。また、離職につきましても、一時期と比べかなり収まっている状態でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 よその保育士の先生に聞いたときも、いきなり1年目で最前線に行かされると。車の免許取って、いきなりドライバーとして働けみたいな感じだったというのもよく聞いてたんですけど、それはちゃんと解消できてるということですね。

このアンケートに関しては、さらに今、認定こども園なり云々かんぬんって結構変わってくると思うので、このアンケートもしっかり引き続きやっていただきたいです。環境が変わると思うので、その辺お願いしておきます。

次に、0歳、1歳、2歳も待機が多い。その対策として小規模保育所を作っていただくんですけども、この業者とか、どういう入札の仕様といたしますか、2つできたら待機児童、数字上は解決できるという話なので、その2つどこにできるのか、業者の中身というか、分かりやすく説明をお願いします。

西川議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 小規模保育の事業者の選定のやり方なんですけども、プロポーザル方式により実施しております。公募要領の中で、奈良県内で幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育所のA型のいずれかを運営している法人であること。また、事業を遂行できる十分な資金力、知識、技術能力などを有するかなどについて記載をさせていただいております。

それに伴いまして、応募書類の中で保育事業の運営実績書、決算書類、事業計画書などなどの提出を求めておりまして、その書類審査の後、プレゼンテーションによる提案を基に採点を行いまして、一定の点数以上の2業者を選定させていただいております。

2業者なんですけれども、決定した1者といたしましては、アートチャイルドケア株式会社。場所なんですけれども、実施予定場所といたしましては、竹内の當麻文化会館の南側、以前コンビニエンスストアがあったと思うんですけれども、その跡地になります。

もう1者、誠華学園につきましては、北花内の奈良県農協の新庄東支店があったと思うんですけれども、その跡地ということになっております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。しっかりした業者であると。當麻地区と新庄地区と1個ずつ設置する予定やと。ありがとうございます。

それで、0・1・2歳を受け入れますという話は分かったんですけど、先ほど言ったみたいに、今850人のところ、970人受けて、プラス今の待機も受けるという、それはもうありがたいことなんですけど、来年受けたとしたら、その次には3歳児のぱんぱんの状況を緩和していかなあかんと思うんです。僕、これも何回も言ってるんですけど、當麻第1保育所、磐城第1保育所の問題ですよ。ここも民営化にして、認定こども園作っていただくんですけども、後で聞きますけども、どれくらい受け入れるかというのはまだ多分定かではないと思いますし、初めてのことで、そこまで今のところ言えないんですけど、その問題を解決するためには、當麻・磐城第1の保育所の考え方、今後民営化ということも、僕多分何回も言ってると思うんですけども、その辺の考え。悠長なこと言ってられへんと思うんですよ。もう動き出さんと、来年、再来年には今の0・1・2歳が上に上がってくるわけで、そこを

緩和していかなあかんという話になってくると思うので、その辺のお考えをお聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 磐城第1保育所、當麻第1保育所の今後の考え方でのお問い合わせでございます。

いずれの保育所につきましても、耐震診断の結果は何らかの補強改修を要するとの結果でございましたので、その結果を受けまして、昨年度から公立保育所の今後の施設の在り方につきまして検討してまいりました。補強改修か建替えか、公立か民間か。今後の運営形態につきましても、最善の方法を探りながら、スピード感を持って対応をさせていただきたいと思っております。

西川議長 杉本君。

杉本議員 いつもどおりの答えというか。それは一旦置いときます。

次に、僕もこれも何回も言って、認定こども園、葛城市要るんじゃないのと言って、やっとなやっていたいてすごい感謝してるんですけども、ただ、気になる点は何点かあるんですけども、認定こども園です。募集方法とか、募集人数とか、受入れ体制とか大体決まってるんですか。その辺をお聞かせください。答えられる範囲でよろしいです。

西川議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 認定こども園の募集につきましては、今のところ考えておるのは、幼稚園、保育所と同じタイミングで、広報かつらぎの9月号を予定しているんですけども、それで周知する予定はしております。人数につきましては、今のところ考慮中といいますか、また近いうちにご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 まだ決まってないところが多いと。僕、認定こども園、葛城市初めてのことなので懸念するところが多くて、募集も多分こういう形で出ると思うんですよ、ほかの保育所と並べて。そこに第1希望として入られたときに、細かくはまた今度言いますけど、そこに不具合が出るような気がするのと、あと、制服の問題とかもあると思うので、細かいこといっぱいあると思う。その辺は決まってからまたお願いしたいんですけど、大々的に認定こども園というふうにするんじゃなくて、受皿としてイメージしているので、その辺しっかり考えてもめごとというか、不平不満が出ないようお願いしておきます。

次に聞きたいのが、先生方が認定こども園、いきなりばんとできたら、磐城の幼稚園の先生方はいきなり仕事が増えるんじゃないのと思うんですけども、そういった意味でもローテーションといいますか、葛城市内の先生方の配置とかをいろいろ考えていただきたいと思うんですけど、そもそも葛城市で働いていただいている先生方と保育士というのは、資格両方持ってはるんですかね。調べていただいていると思うんですけど、お聞かせ願います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの資格の件で、まず幼稚園のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

本市の幼稚園教諭27名おります。その27名のうち、幼稚園教諭免許及び保育士免許を取得している者については24名となっております。

以上でございます。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 現在、保育所で働く保育士の正規職員につきましては、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持っております。そのうちの約半数の職員につきましては、現在、幼稚園免許の更新を行っておらず、講習を受けるなどの手続が必要となります。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 講習を受けていただいたら、両方持つての方が多いいということなんですけども、これ先ほどのアンケートと絡めて、認定こども園できて、新しい試みをするんですけども、負担のないように、それも更に考えてやっていただきたいんですけども、先生方の異動とか対策は今はどういうふうにやられてるんですか。異動というか、何というんですか。分からないんですけど、どうされているのか、お聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育所の保育士につきましては、現在3か所ある公立保育所及び児童館、学童保育所、そちらの間で異動は行っております。また、今後認定こども園化ということになれば、どういった形で運営するのか、受け入れる年齢や、受入れ人数などによっても職員配置は変わってまいります。異動等につきましては、今後検討してまいります。

西川議長 杉本君。

杉本議員 よろしくお願ひします。何回も言いますが、アンケートを踏まえて、先生方の負担、新しいことをやるので、負担かどうかは僕は分かりませんが、懸念するところなので、引き続きお願いしておきます。

ちょっと話ずれるんですけど、僕ちょっと気になったんですけど、病児保育の状態です、今、葛城市。僕、この前聞いたんですけど、あるんと電話かかってきて、ありますよという話をしてたんですけど、皆さんあまり知られてないような気がするんですけども、今現状どんな感じなんでしょうか。お聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 病児保育の件数と利用の推進の方法についてお答えさせていただきたいと思ひます。

病児保育事業につきましては、病気中の子ども、病気回復期の子どもを保護者が家庭で育児、保育ができない場合に専用施設などにおいて、看護師、保育士などが一時的に保育などをすることとございます。

現在、大和高田市土庫病院の「ぞうさんのおうち」と、香芝市かわしま内科・外科・こどもクリニックの「ぽっぽ」の2か所が利用できます。利用するには、電話などでの事前登録が必要となります。

利用件数でございます。現在200名が登録されており、令和元年度の利用件数は、「ぞうさ

んのおうち」のみで、延べ84人の利用がございました。令和2年度からは、「ぽっぽ」も加わりましたが、コロナ禍で「ぞうさんのおうち」が約4か月間閉められていたこともありまして、利用件数は少なく、「ぞうさんのおうち」が延べ13人、「ぽっぽ」が延べ3人となっています。

利用促進につきましては、広報誌、葛城市ホームページ、市内各保育所などを通じて周知を行ってはおりますが、今後更にどのようなことができるか、利用促進に向けて検討してまいります。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。保育所でもポスター貼っていただいて、やっているんですけど、登録人数、登録しやなあかんって言うんですけど、これ多いか少ないか僕あんまり分かりませんが、ちゃんと皆さんに知っていただけるように、先ほど部長おっしゃったみたいに、これからも周知のほうよろしくをお願いします。

次に、待機児童については最後なんですけども、小規模保育、認定こども園などなどやっていただいて、先ほども言いましたけど、今970人近くの子どもたちを受け入れていただいているんですけど、本来の形に戻すとすれば、850人なんですけども、それを今後1年、2年の間に考えていかなあかんと思うんです。いつもいつも保育士どうですかと言うたら、不足している。だからそういうのも手を離れるじゃないですけど、民間にお願いしたらいいんじゃないのというのが僕の考えで、それで當麻・磐城第1の保育所をどうするかというのをずっと聞いてるんですけども、来年、再来年、今やったら、以前川村議員ですか、お迎えの車が渋滞してるというのも、ここにつながってくると思うんです。でも、それを何とか1、2年の間に何とかしなければ、待機児童対策室もずっとあるわけにもいかんと思うので、その辺の考え、これからの考え、誰に聞きますか。副市長行きますか。お願いします。

西川議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 議員のご指摘いただいているように、まずは待機児童を解消すること。今、弾力運用しているところをできる限り解消していくことというのがご質問の趣旨だと思っております。

あとは、川村議員がおっしゃっていただいているように、駐車場というか、交通対策などなどもございますが、これにつきましても、待機児童対策室がいつまでもあるわけにはいかないということをおっしゃっていただいている、そのとおりだと思いますので、先ほど部長からも答弁ありましたけども、スピード感を持ってやっていきたいと思っております。

いろいろご指摘いただければ、それについてもいろいろ検討させていただきますし、また我々からも新たな認定こども園だったり、いろんなことで新たなことについてはご相談させていただくこともありますので、議員の方々にもご相談させていただきながら、一緒になって前に進めていければいいなと思っております。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。よろしく願いしときます。

今、認定こども園のあれもあれなので、9月くらいですか、もうちょっと詳しく分かるのは。そのときにまた聞かせていただくので、取りあえずよろしく願いしときます。

次に、コロナ禍で子どもたちの運動会について思うことが多々ありまして、このコロナの状態、やっぱり親御さん1人だけ来てくださいますとか、2人で来てくださいますとか、云々かんぬんあって、時間ずらしたりやっていたらと思うんですけども、コロナが今のままという仮定で言わせていただきましたら、今年の運動会はどういう予定なんですか。やる予定はしてるんですけども、保育所と小学校をお願いします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

運動会につきましては、昨年度、市内の小学校の運動会につきましては、全校一斉に行くことを避けまして、学年に分けたり、開催日を2日にしたりするなどという形で工夫を凝らした開催といたしました。今年度の開催につきましては、コロナの感染状況にもよりますが、昨年度の経験を踏まえた上で、児童にとっても保護者の方々にとっても思い出に残る運動会を実施する方向で検討しております。

以上です。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育所のほうでございます。コロナの影響で、昨年度は密を避け、規模の縮小と2交代制による時間の短縮とで公立保育所の運動会を実施いたしました。今年度につきましては、まだ決定はしておりませんが、昨年度と同様の開催に向け検討をしているところでございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。人数制限等々で工夫されて、開催してもらえるのはいいことなんですけども、やっぱり見たいお父さん、お母さんもおられる中で、そういうふうなシチュエーションになったのは致し方ないんですけど、ちょっと話ずれまして、運動会、僕の息子は私立の保育園行ってるんですけども、すごいカメラマンが入って、写真撮って、今やったらスマホでどれ買いますかみたいなやつしてるんです。翻って、公立のどことは言いませんけど行ったら、あれカメラマンはと聞いたら、お父さんが撮ってるよみたいな。というのを部長に何回も両方入れろと、絶対入れるべきやと何回も言うてたんですけど、どうですか入れてもらえますか、今年。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 運動会の際には今年度から公立保育所3か所ともカメラマンに入っていたく予定でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。それはほんまに感謝いたします。

次に、東京の学校なんですけども、小学校なんですけども、小学校の運動会で動画ライブ配信してるんですよ。1個固定で。コロナ禍で、やっぱりみんな、1人だけにしてくださいという体制の中で、1個は追いかけるカメラマンがおって、それをライブ中継でやってて、それを見てたんですけど、僕。それが終わってからも録画配信で流してはるんですよ。これ、家で遠方に住んでるおじいちゃん、おばあちゃん、まさに僕がそうなんですけど、遠方に住

んでもライブで見れてるんですよ。コロナ禍の中でもやってほしいんですけど、これからの葛城市の小学校の運動会でも、仕事で来れへんとか、遠方のおじいちゃん、おばあちゃんとかも見たいという話もあると思うので、そういう録画配信とかって、今後も活用できると思うんです。これアイデアなんですけど、いかがでしょうか。小学校、保育所、入れていただけないでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問につきまして、まず小学校のほうからお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、昨年度につきましては小学校の運動会につきましては、分散した開催といたしまして、保護者の皆様には、直接観覧いただいたところで、大変喜んでいただいております。特にオンラインの配信の要望は今のところございませんので、オンラインでの配信は考えておりません。

以上でございます。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育所のほうでございます。現場を確認をいたしました、今のところそのような要望はないということで、今のところ保育所におきましても考えていない状態でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 要望がないからやらないんじゃないくて、今、僕の話では、来れないお父さん、お母さんもおるでしょ。遠方で見たい人おるでしょ。僕からの要望なので、引き続きお願いします。これは絶対子育てのまちとやるときに、葛城市ってどんなところって言うたときに、こういうことをやってるというのが、まずは僕は要望があるからやるんじゃないくて、こういうことを率先してやると、そういうふうに行っていくべきやと思うので、これは引き続きやりませんんじゃないくて、研究しておいてください。これ何回も僕聞きますので、どうせ。だってカメラマン入るんでしょう。それについて頼めば全部入るわけじゃないですか。それで価格なり何なりと調べて無理ですとやったら分かるんですけど、無理ですじゃなくて、僕からの要望で、これ研究しておいてください。お願いしておきます。取りあえず、今回運動会については以上とさせていただきます。

次に、これも僕何回も言ってるんですけども、学校いじめについてお聞かせ願いたいのと、提案したいことがあります。

子どもたちの声なき声をどないして集めていくのというのが僕の中では問題やったんですけども、前も言いましたけども、文部科学省で毎年いじめの問題調査していただいているんですけども、2020年10月22日に発表された2019年度の調査結果では、いじめの件数は61万2,496件、5年連続で最多更新、5年前の2014年度は18万8,072件だったため、42万4,424件増えました。中でも、小学校の増加は著しくて、5年間で約4倍となりました。ただ、書いてあるのは、少子高齢化によって、学校の生徒の数は減っているのに増えていっているという結果が出ております。

それで、葛城市のいじめ、どういう状態なんかといつもお聞きするんですけど、まずは不

登校の数ですよ。今、小学校、中学校で不登校の数を調べていただいているんですけども、お聞かせ願えますか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

市内の小・中学校の不登校児童・生徒の人数でございますが、こちらは何らかの要因により、登校しない、あるいはしたくともできないという状況にあるために、年間30日以上を欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた児童・生徒の人数でございます。

令和2年度におきましては、小学校においては26人、中学校では40人となっております。以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。その不登校の生徒の中で、いじめが原因で不登校になっている生徒はおるのでしょうか。お聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えいたします。

不登校のまず理由といたしましては、不安など情緒的な混乱、複合的な理由により、何が理由であるか決め難いことによるもの、無気力、学習によるつまづきが克服できないといったもの。また、その中にいじめが原因と考えられる場合もございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 いじめが原因と考えられるというのは、どういった内容なのかは分からないんですかね。

どういった内容でいじめられてる原因で不登校になったというのは分からないんですかね。

西川議長 樫本教育長。

樫本教育長 教育長の樫本でございます。

今のご質問ですけれども、これはアンケート調査から聞き取りを各学校でやっていますので、どのようないじめがあったのかということも学校では把握しておるところでございます。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 まあ、そうなんでしょうけど。そしたら、次行きます。どうやってそういった声を、いじめされてる子たちの声を拾い上げていくのかという話を、ウェブとか使ってやっていくべきやと僕ずっと言ってるんですけど、アンケートも取っていただいているのも分かるんですけど、その頻度も上げたほうがいいというのも前も提案させてもらったんですけど、スクールロイヤー制度というのがあるんです。簡単に言ったら弁護士が学校なりに来て、事件なり事故になる前にちゃんと対応するというので、スクールロイヤー制度、2020年から始まっています。文部科学省の最大の期待は、いじめ防止等の対応となっています。

簡単に言ったら、いじめたら刑事罰の対象になるよということを言いに来てくれるみたいです。大阪府では年間100件くらいの相談、いじめの防止のために効果ありという発表になっています。よその市でも取り入れてるところあるんです。こういう弁護士が来て、ちゃんと対

応できるという体制を作れば、声なき声も拾い上げれるんじゃないかなと思うんですけど、スクールロイヤー制度いかがでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

スクールロイヤーとは、学校で起こるいじめや保護者とのトラブルを法的に解決する弁護士のことを指し、学校の事情等に精通した迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材のことだと認識しております。

本制度は、近年、学校や教育委員会への過剰な要求や、学校事故への対応等への課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増えたことによるものと考えています。

全国においては、確認できた範囲では12の自治体において導入の事例がございます。本制度を導入することにつきましては、先ほど申し上げました本制度の趣旨について、教育委員会会議においても慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

西川議長 杉本君。

杉本議員 考えていただけると。それ、お願いしておきます。いい制度やと思うので、しっかりと研究していただいて、お願いしておきます。

それでは、いじめられている子、いじめられている生徒が分かったら、学校としてはどのような対応をされているんですか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

校内におきまして、いじめ事案が発覚いたしました場合には、当該児童に対しまして、教員全てがいじめを許さないという態度で指導に当たることが大切だと考えております。

特に、いじめられた児童・生徒に対して、担当教員が丁寧に話を聞くことで、その児童・生徒の心の痛みを軽減し、その思いに寄り添うように努めています。また、継続的に当該児童・生徒のことを見守るとともに、保護者にも学校での様子を伝えることで、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにしております。さらに、必要に応じまして、スクールカウンセラーへの相談を勧めるなど、多くの大人の関わりを持つことができるように努めています。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 次に、奈良県のいじめ防止基本方針ってあるんですけど、この中に各市、学校でもこういう基本方針を作りなさいと書いてあるんですけど、葛城市のこのいじめ防止基本方針というのはございますでしょうか。お聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

いじめ防止基本方針についてでございますが、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されまして、本市及び市内各小・中学校におきまして、いじめ防止基本方針を策定し、いじめを許さない、見過ごさない学校環境づくりを行っているところでございます。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。これ僕調べたんですけども、どこにもないんですよね。載せなくていいんですか。それ、載せやなあかんと思うので、その辺と、あともう一つ、これ平成25年って何年前ですか。10年近く前の話で、10年前というたら、スマホなり何なり、インターネットの中でのいじめ云々かんぬんというの、かなり進化してると思うんです。その辺も見直していただきたいと思っています。

次に、先ほどもお聞きしましたが、いじめをなくしていくというのは当然なんですけども、いじめを受けた生徒のアフターケアです。僕この前、部長にも言ったんですけど、今、有名人とか芸能人とかがY o u T u b eとか動画とかで、昔はいじめられてたけど、今は広がった世界で頑張ってるみたいな動画あるんですよって、この前見ていただけましたか。見てない。それ、何が言いたいかといったら、やっぱり小・中学校という友達とか環境というのも大事なんですけども、大きくなって、僕もそう思うんですけど、社会人なり大学なり出たら、視野が広がるわけじゃないですか。今が全てじゃないよと。先にもっといろんなことがあるよというの、いじめられた子、いじめられて心に傷を負った子にも、そういうアナウンスというか、活動をしていただきたいんですけど、見ていただいてないですか。そういう動画があるよと、そういうふうにしていって、生徒たちに未来ある世界はあるよというのを有名人の口から言っていただくようにしていただきたいんですけど、教育長、いかがでしょう。

西川議長 椿本教育長。

椿本教育長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

有名人のY o u T u b e配信というようなことのご意見かなと思うところですけども、議員お述べのように、体験等を盛り込んで、直接子どもに語りかける、またそれを受けて子どもが真摯に考えるということは本当に大事であると理解しております。

特に、そういった学習をする学校の中での機会といいますと、道徳の授業があるんですけども、この道徳の授業が平成30年度から小学校は教科化されまして、教科書を使用して今行っているところでございます。また、その教科書の中にも、そういった体験を基にした教材というのがございますので、それを基に実際授業をしたりとか、また、市内の一部の学校でも、今コロナ禍ではなかなかゲストティーチャーということで、来ていただくことが難しいんですけども、以前には、そういったいじめや不登校を経験した後、現在活躍される方が学校に来ていただいて、そして子どもたちの前で直接話をする機会、そんな機会も持って、現在努めているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめにおきましても、今議員お述べのように、早期発見と指導、その後のフォローの指導というのが非常に大事になってきますので、そういった意味でそういう体験を基にした講和、実話というのは非常に大事だと思っています。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 よろしくお願ひします。これからは、いじめ防止とか、いじめ駄目とか抽象的じゃなくて、いじめ禁止と葛城市はいじめなくすぞという強い意志を持って、さらに教育長もおっしゃっていただきましたけど、やっぱり有名人とかスポーツ選手とかやったら、ちょっと子どもたちも聞く耳変わると思ふんです。

先ほどおっしゃったみたいに、道徳に授業とかに、今すごいやってるんですよ、動画とかで。無料動画で、昔いじめられてたけど、こういうふうに乗り切ったよというのがいっぱい流れてるので、1回見といてください。そういうのを子どもたちに見せてあげたらいいんじゃないのと僕は言ってるので、引き続きお願いしておきます。

次に、前も僕、聞いたんですけども、コロナ禍の中で教室、学校で換気の数が増えたと思ふんですけども、虫入ってきたら危ないんじゃないのと何回も言ってるんですけども、今の換気の状態、ちょっと聞くところによると、教室によって違うというのも聞いたことあるんですけど、今どういう姿勢でやられているのかお聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

小・中学校におきまして、その換気の方法でございますが、エアコンを稼働している場合におきましても、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、教室の外側と廊下側の対角線上の窓を一部開放いたしまして、換気を行っております。また、教室に設置しております壁かけ扇風機によりまして、教室内の空気の流れを作り、換気効率を上げています。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ふだんよりは窓を開ける時間が長いということなので、前も言いましたけども、カメムシなり、虫なり、蜂なり入ってきたら授業にもならんんじゃないの、対策をしてくださいと前言って、調べてくださいと言ったんですけども、その後どんな調査結果になったかお聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

虫対策につきましては、網戸の設置が最も有効でございますが、校舎により規格が異なることから、費用面で負担が大きいこと、また、多くの生徒が生活する教室での安全面への配慮などから、全ての教室への一律網戸の設置は考えておりません。

ほかの手段といたしましては、虫が侵入する教室では、外窓はすべて閉鎖し、廊下側の窓を多く開放する。そして、教室に設置しております壁かけ扇風機によりまして、換気効率を上げるなどの方法を試すなども有効と思われまふ。

また、頻繁に虫の侵入がある場合には、市販の安価で簡易な日よけを設置することにより、できる限り虫の侵入を防ぐなど、研究していきたいと考えております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 引き続きお願いしておきます。別に網戸つけろと言ってるわけじゃないんですよ。僕、何

回も言ってるんですけど。虫入ってくる教室があったら、頻繁に入ってくる場所があったら駄目やから調べてくださいと。網戸ばかり言うんですけど、僕は網戸をつけるって言ってないです。だから、木を切ったり、葉まいたりで対応できるんやったら、今後にも使えると思うので、お願いしておきます。また今度聞きますのでお願いしておきます。

最後になるんですけども、生徒たちの通学路についてお聞かせ願いたいと思います。

僕はずっと通学路危ないところがあるから、何とか地面に何とかしてと何回も言ってるんですけど、どことは言わないんですけども、朝、生徒が並んで自転車で行ってるんですけど、僕らが頑張っても、生徒がそれやったら元も子もないというか、危ないじゃないですか。横バイクすり抜けていっても、昔やったら、僕が学生の頃やったら、おっちゃん、おばちゃんが、ここぞとばかりにクラクション後ろから鳴らしてきて、怒鳴り狂ってたから怖かったんですけども、後ろから車来ても生徒、結構へっちゃらなんですよね。あれ何とかしてよという本音、知り合いの方からも聞いているんですよ。僕らがあそこスピード落とせ、云々かんぬん言っても、生徒たちが広がってたらなんの意味もないと思うんですけども、教育長、その辺何か聞かないですか。そういう対策というか、朝とかでもバイクが横をすり抜けていってるのに普通に広がって、どこの道とは言いませんけども、この前も見てきたんですけど、確かに危ないと思うんですけども、自転車の通学とか、通学についての指導というのはどのようにお考えですか、お聞かせください。

西川議長 樫本教育長。

樫本教育長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

私、この春まで新庄中学校の学校長をさせていただいておりましたので、その際も地域の方からお叱りの電話を何度かいただいたこともあります。

今、議員お述べの、特に自転車通学生のマナーについて、新庄中学校のほうでは、全校生徒685名のうち314名が自転車通学生ということで、半分弱くらい的人数の子どもたちが自転車で通学しております。その自転車通学生には、やはり命に関わることでもございますので、まずは自転車通学生のみを集会を持ち、マナーでありましたりとか、通学路のことを細かく指導させていただいております。

その後、学期に1回程度の安全指導ということで、各学年ごとに細かく指導もさせていただいておるところでございますが、何分、学校を離れますと、子どもたちは少し自由になるのか、そういったマナーがなかなかうまく定着しないといえますか、日々地域の方からも指導いただいているところかなと思ってるところです。

ただ、学校のほうの生徒指導部というのがあるんですけども、生徒指導部のほうで、一斉下校、一度に帰るときには、巡回指導でありましたりとか、朝の通学マナーの確認であったり、そのところはさせていただいているところでございます。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。かなり難しいとは思うんですけども、昔やったら怒ってくれる人おったけど、今の皆さん優しいから、怒る人も他人に怒ったりするのも難しいから、生徒も

自転車乗りながらへっちゃらなんですよね。確かに教育長おっしゃるとおり難しい問題やと思うんですけど、何かあってからやったら遅いので、いじめもそうですし、僕が言うてるのは何かあってからでは遅いので、やっていただいていると思うんですけど、僕も何かいい案あったら考えますので、引き続きお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

いろいろ提案とかさせていただいて、これから葛城市、やっぱり住んでよかったまち、子育てのしやすいまちやと胸を張って言いたいので、引き続き皆さん、ご協力よろしくお願ひします。ありがとうございました。

西川議長 これでは杉本訓規君の発言を終結いたします。

最後に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆様、こんにちは。奥本佳史でございます。最後、一般質問もう少しお付き合いをお願いします。議長のお許しを得ましたので、始めさせていただきます。

今回の質問は2点ございます。1つ目は、今回この定例会の一般質問でも多くの方が質問されておりましたけども、新型コロナウイルスの対策についてでございます。感染の渦中に置かれた方々に実際に話を伺ってまいりました。それを通じまして、これまでのコロナ対策で欠けていたアプローチがあるということに気づきましたので、この視点から今日はお話をさせていただきたいと思ひます。2つ目、今回のコロナ禍が1つのきっかけにはなっているんですけども、社会全体が対面接触を極力減らして、かつ行政事務の効率化を目指すために、国が今、音頭を振っているんですけども、デジタル庁の開設、これ9月1日から予定されております。それに伴う全国の自治体のシステムの標準化、デジタル化が進んでいきつつあります。これにつきまして2点目の質問とさせていただきます。

では、以後の質問は質問席から続けますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

西川議長 奥本君。

奥本議員 では、よろしくお願ひいたします。まず初めに、お知らせだけしておきます。今、事務局のほうから資料を配っていただいたんですけども、先ほど私が配っていた資料の中に一番肝腎なところが抜けておりましたので、この大きなA3の一番最後の5分の5というところの一番下だけ追加という形で、両方見ながら説明に入っていきますので、ちょっとお手数ですけども、資料いろいろ繰りながら見ていってください。お願ひします。

それでは、始めたいと思ひます。

まず、1つ目のコロナの新しい提案のところなんですけど、まずこれまで本市では新型コロナウイルス対策室を作っていただいて、本当に皆さん、特にこのワクチン接種に至っては、ほかの部署の職員も休日返上でたくさん、時間外勤務ということで対応していただきまして、市民のために働いていただいていることを感謝申し上げます。

その中で、現状、県の動向も踏まえて葛城市がどうかという分析と、先ほど申しましたように、これまで我々がちょっと見落としていたという、そこに気づきがありましたので、そこを踏まえてお話ししていきたいと思ひます。

改めて申し上げますけれども、これから話す内容なんですけれども、これは実際にコロナに感染して回復された複数の方々、そしてその周囲で感染はしませんでしたけれども、濃厚接触者として行動の抑制を求められた方、また大きなコミュニティの管理者として発症した感染者への対応に奔走された方々、そういった方々に実際に経験された内容をヒアリングして私なりの考察を加えたというのが本日の内容になりますので、その辺ご了承ください。

まず、こういった内容の話が、表立って今までされてこなかったというのは実は理由があります。それは何かというと、日本の社会において、コロナ感染者のプライバシー保護と、倫理上の観点から詳細については公表しない。これは国もそうです。都道府県もそういう形でまず基本の対応としております。ただ、それをやることによって、感染された、あるいは感染から回復された多くの方は、実は自分が過去に感染していたということを口にするのはためられます。また、コロナに対しての、後々コロナに起因する困り事、後ほど言いますけれども、後遺症と言われていて、そういったことが起こってもなかなか相談するきっかけとならない。そういう現実がございまして、今から言う話はなかなか表に上がってこないということでした。

1つのデータとしまして、国が作った、医療技術の向上を目指して設立された国立研究開発法人国立国際医療研究センターというところがございまして、そこが厚生労働省と共に、コロナのいろんな詳しいデータを蓄積して発表しています。その分析によりましたら、20歳未満から70歳以上までの国内のコロナ感染者の回復後の調査というのがございます。回復後14日を超えてなお、何らかの後遺症を有する方の割合というのがあるんですけども、これは去年の9月のデータなんですけども、実は全回復者のうち76%に上がる方が何らかの体の異常を訴えてらっしゃる。具体的には倦怠感、筋力低下、睡眠障害、脱毛、嗅覚異常、味覚異常そういったことをひっくるめて76%の方が悩んでらっしゃるということが分かっております。しかしながら、今、現状、日本ではコロナの後遺症の専門外来というのを持っている病院というのも非常に少なく、また自治体の対応というのもできていない。これが現状なんです。

ところが、今ここに至ってワクチン接種が進んだこともあるんですけども、従来の予防一辺倒のところから、若干の論調が変わってまいりました。

昨日もたまたまFNNというところのニュースサイトですね、コロナ回復者のフォローの必要性を指摘する記事が配信されておりました。これまで感染予防に重点が置かれてきたコロナ対策に対して、ワクチン接種が進むことによって新たな対策の必要性が見えてきた感じがします。それが、数多くの感染者、感染回復者に対する支援対策、つまりフォローアップ対応です。

それでは初めに、これまでの本市の感染の状況と傾向について、どういう形で把握分析されていたかをお伺いしたいと思います。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。よろしくお願いたします。ただいまの奥本議員の質問にお答えをさせていただきます。

奈良県には、奈良市保健所、郡山保健所、中和保健所、吉野保健所、この4つの保健所が

ございます。本市はこの中で中和保健所の管轄となりまして、本市の感染者等は全てこの中和保健所からの情報ということで、奈良県が毎日更新しておられますホームページに掲載をされております。私どもといたしましては、これらを基に感染状況や傾向を分析しておるといところでございます。

以上です。

西川議長 奥本君。

奥本議員 それでは、今お手元に配付しておりますデータを用いてお話ししていきたいと思えます。

まず、このデータなんですけれども、出所は、県が毎日夕方に発表しておりますコロナ感染者の動向についてのデータの抽出です。その内容としては、今日の私の質問に関係するところだけを抜き取ったものです。それと、葛城市の感染者数、これは県の発表するデータ、当初なかなかこの発表に追いついてないところもございましたけれども、最終これで確定だといところだけを抜き出してきております。ただ、県のデータも見てると、特に感染者の居住地については非公表のものがどうも含まれているようで、これが全てではないということをおまご承知おきください。だから、あくまでもこのデータは完璧なものじゃございません。私が必要などころだけ抜き出して、なおかつ、県のほうでも公表できてない部分、あるいはまだまだ把握に至ってないところが抜け落ちているということをお了解ください。その上で、ちょっとほかの違った意味で活用されると、読み解きが間違ふ可能性もありますので、その辺ご留意した上でお使いいただく方はお使いいただいて結構です。

まず、この資料の一番上でございます。カラーのA4の1枚のところなんです。これをお覧になってください。これは、県の新型コロナウイルス感染症対策本部が6月12日出している一番最新のデータのうちの1つです。このデータ、実は80ページ、90ページくらいありまして、全部持ってくるのはできなかったんで、この1枚だけになるんですけども、これをまず見ていただきます。

県内の各市町村の人口10万人当たり、これも国のニュースとか新聞とかでも人口10万人当たりという指標が使われてます。人口10万人当たり換算し直したときの感染者数のランキングなんです。この右側のところ。奈良県平均の人口10万人当たりのコロナ感染者数は6.9人なんですけど、実は葛城市これで見ると5位10.8人という位置にあります。意外に思われてる方が結構います。数字上で見たら葛城市は少ないんですけども、人口10万人当たりという感染者数にならしてみると、非常に高位のところにお位置しております。

なお、その上の3つの町、3町ございますけれども、これは福祉施設でクラスターが発生したのがゆえに多くなってる。だから、非常にこの3町に関しては特殊な内容が含まれていると。そう考えたとき、お隣の香芝市とあまり変わらないとはいへ、やっぱり葛城市の感染者少ないと言ってる状況じゃないということはまず分かってください。

それと、追加でお配りした資料の抜けてたという半ぺら1枚のA3のやつです。この一番下ちょっと分かりづらいんですけども、葛城市の昨日までの感染者数を年齢別に集計したものです。小計とある赤文字が年齢別の感染者の人数、令和3年1月1日付の市が発表している市の年齢別人口で10万人当たりの換算で割り返したところ、これでいくと10代未満が

387.7人、これ10万人当たりです。10代が331.2人、20代が1103.8人、30代が654.8人、40代が396.9人、50代が522.1人、60代が321人、70代が312人、80代が212.6人、90代以上はございません。という数字になっております。これ、比率でやったら、年齢別比率でいうと10代未満の方の感染率は9.1%、10代の感染率7.8%、20代が26%、30代が15.4%、40代が9.4%、50代が12.3%、60代が7.6%、70代が7.4%、80代が5.0%という形になります。

ちょっと数字だけ並べると分かりづらいんですが、これが先ほど言う県のデータのところの奈良県平均の年齢別の感染者、それと全国の年齢別の感染者と比較した場合、葛城市の特徴がございます。若年層の感染率が非常に高いんです。

なぜ高いかという分析なんですけど、これはいろんな原因が考えられて、分からなくて、あくまでも私の推測値にすぎないんですけども、やはり葛城市の位置づけで見ると、本市では新規転入者が増加しています。その年齢から考えると、やはり若い家族の核家族の世帯が多い、なおかつ日中の市外への通勤・通学者が他市町村より多いんじゃないか。学校も市内にはございませんので、学生といえども市外にと。そういうところで不幸にも感染してこの若年層の感染率を上げてるんじゃないか。これはあくまでも厳密なエビデンスに基づく分析ではございませんで、私の推測でしかすぎないんですけども、こういう一定の傾向が葛城市のコロナの感染状況が分かるわけです。

そしたら、こういった分析を基にして、何らかの独自のコロナ対策が必要じゃないかと思うんですけども、現在何かしらのそういった対策というのは、されているのでしょうか。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 お答えさせていただきたいと思います。

今、見てもらったといいますか、奥本議員がお示しいただきました奈良県のデータということで、私どもも見ている限りでございますけれども、本年5月末現在の感染者を年齢別比率で本市の状況等を比べてみますと、やはり20代が県平均18.60%に対しまして、本市が22.50%、30代が県平均11.49%に対しまして、本市が15.63%と議員おっしゃるとおり、若年層に限って県平均を上回っておる状況にあることがうかがえます。

また、本市の年齢別感染状況でございますけれども、奈良県全体の感染状況と特徴が似ております。奈良県は県全体の感染の特徴について、大阪との関連が強いとしておられます。奈良県は大阪府との経済、人的交流が濃厚で、その影響が避けられない状況でございます。感染者のグラフを見ましても、大阪府の約10分の1の規模の波形が一致しておるわけでございます。

このため、本市といたしましては、奈良県の緊急対処措置も受けまして、感染防止対策についてのより一層の啓発や、飲食店へのアクリル板、消毒液、マスクの配布、感染リスクの高い事業を中止、延期するなどの対策を講じております。

現在、感染者数はピーク時よりは減少傾向にあるわけでございますが、効果的な感染対策についての啓発を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ご答弁ありがとうございます。ただ、今のご答弁、前半部分では本市の若年層の感染割合が高いと肯定されていたんですけども、後半部分では県や大阪と同じ傾向という、若干矛盾したと思えるような説明でした。ただ、私は何が言いたかったかという、葛城市が若年層の感染率が高いという事実に対して、何らかの取組ができているのかという問いだったので、それに対しては格段の答えがなかったのも、従来からやってらっしゃる対応をお述べになってますので、その部分は特になかったと理解させていただきます。

それでは、次に、私のデータの中で感染軽症者というところの推移についてスポットを当てていきたいと思います。

県の発表では、コロナに感染された方に対してどう対応するかというスキームがまず決められておりました。当初、奈良県ではコロナ感染が判明した感染者の中で、軽症者以外は全て入院治療に入る。軽症者は全て宿泊施設療養に移ってもらう、なおかつ、療養施設において、日々の健康管理の状態の間診、それは保健所が対応しますとされておりました。基本的には奈良県は、自宅療養者はいないという立場でここまでやってこられたわけです。

ところが、この表を見ていただいたら分かるんですけど、このゴールデンウィーク近辺の陽性判定数、感染者数というのがぼんと上がってまいりました。近隣の都道府県でも上がったので、奈良県もその辺に引きずられる形で上がってるわけなんですけど、俗に言う第4波とされているこの急増時、実は4月21日以降ついに県は自宅療養という表現をこの集計に組み込みました。データの上では自宅待機、入所待ちということで療養施設の入所を前提としている形にはなってるんですけども、細かく数字をご覧いただければ分かるんですけど、実は、県が確保した療養施設の空き状況を示す占有率というのをここに書いています。この占有率がこれだけ感染者、自宅療養者、待機者がいるにもかかわらず、100%になることはなくて、一番多いときで600名を超える方が自宅療養、待機じゃないです、自宅療養という形でされていたという事実が分かるわけです。これが実はその第4波における県内の感染者の、特に感染軽症者の動向の数字です。

この間、やむなく自宅待機となっていた方に聞いた話ですけど、当初、県の保健所からは空きができたなら療養施設に入ってくださいよという連絡があったそうなんですけども、最後まで連絡ないまま療養期間が終わってしまった。またその間、本来、毎日保健所からの電話があるはずだったのに、向こうの方もかなりお忙しかったみたいなんですけど、健康状態を尋ねる間診も、残念ながら毎日行われていなかったということらしいです。

ちなみに、私が調べたところによりますと、実は奈良県には、厚生労働省が構築したスマートフォンから日々の健康状態を連絡できるマイハースというシステムがあるんですよね。ところが、これについていろいろ調べたんですけど、使われた形跡がございません。だから、そういったシステムがあるんですけども、活用されず、現場も混乱してたということもあるんですけども、実際の自宅療養者に対してのいろんな支援やフォローというのが全くできておりませんでした。1つには、県がよかれと思って進めてきた情報一極集中管理の弊害が出ているとも言えると思います。

これを踏まえまして、本市におけるこの感染者の中の軽症者、自宅療養されていた方につ

いて、ある程度内容は把握されていたんでしょうか。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

葛城市におけます感染者の情報でございますけれども、あいにく中和保健所管轄になりますので、県のホームページ等の情報しかなく把握はできておりません。

西川議長 奥本君。

奥本議員 そうなんです。問題はそこなんですよね。今のお話、非常に嫌味な解釈をしたら、私には、行政は縦割り組織のため、ほかの行政機関がやってることについては、口出しできないんです、と聞こえてしまうんですよね。ごめんなさい、こんな言い方で申し訳ないですけども。

本市の新型コロナウイルス対策室の方は本当に一生懸命責務をこなしていらっしゃるの十分ほど分かってるつもりなんですけども、だからといって県がやってるからとか、そういう形でそれしか対応できなかったというかもしれませんけども、そこで終わってしまってるということが非常に残念でなりません。

では、引き続き当時の自宅待機者の状況について述べていきたいと思います。

まず、その療養施設に入所できなかった県内の軽症者について、いろんなところでいろんな方のヒアリングをした中で、困ったことが大きく4つあるということがありました。

1つ目、自宅療養中の食事。当然、熱も上がれば体の関節も痛くて、起き上がれない状況で、食材はあっても調理することができないという方も当然いらっしゃって、なおかつ、その食事の調達に対して一番苦労したということですね。

2つ目、日用品や感染症対策用品等の手配、仮に体が体調よくても、外出はできませんので、ストックが底をついてしまったらどうしようもない状況であったということです。

それと3つ目、ご自身の体調の推移について本来あるはずだった専門家の診断が全く受けられなくて、果たして自分の体が悪い方向に行ってるのか、いい方向に行ってるのかというのが全く分からず、不安で不安でしょうがなかった。

4つ目、当然ながら自宅で隔離されてる状況なので、外部とのコミュニケーションが一切断たれた状況になりました。そういった状況に置かれたときの一番精神面、メンタル面のところが影響大きかったとおっしゃいます。特に自分はこのままどうなっていくんだろうとか、治って社会に戻ることができるのだろうか、そういう非常に不安で、一日中そればかりを考えてたと。こういった4つの問題が起こったということです。

同様に、感染されて自宅療養されている方と同様に、濃厚接触者としてPCR検査では陰性ではありましたが、同居されてる家族においても、やはり自宅内での待機が必要となりました。そういった方が感染された方への介助する対応、あるいは同じく日用品、食料の買い出し、この手配についてもやはり外出できないので、支障を来しておりました。

これに関して1つ面白い資料があるんですけども、西日本新聞のニュース配信が5月末より連載されているところで、タイトル「妻がコロナになりまして」という記事があるんですね。もしかしたらお読みになった方もいらっしゃるかもしれませんが、これは西日本新

聞社の記者の奥様がコロナに感染されて、ホテルの宿泊療養となった際の、濃厚接触者の指定を受けたその記者の方と、2人の幼稚園児のお子さんの体験談を物語風にされたものです。これによったら、家庭内での感染者が出て、保健所の指導で記者の方とお子様は2週間の外出の自粛が求められたそうです。その間、3度の食事を含めた育児を伴う生活、それと食材の調達、発散できないストレスの蓄積が一番大変だったと書かれております。特に食材については、災害用に備蓄していた食料やインスタント食品はあつという間に底をついて、どうしたか、親戚や外部の知人の食料の置き配、置き配というのは玄関まで持ってきてもらって置きといてもらうという、それで何とか食いつないで生き延びた、乗り切ったと言われてます。子どもたちにおいても、丸々2週間幼稚園にも行けず、外出もできない環境でストレスがたまって、その記者の方も家事をやりながら、育児をやりながら本当にコロナワンオペとも言える状況で、ご自身が精神的に追い詰められて、本当に家族が共倒れする寸前だったという体験をつづっておられます。

つまり、自宅療養すると簡単に言うんですけども、これは感染の当事者だけでなく、家族にとっても非常に大事な問題なんです。大変なことなんですね。

こういう事態を受けまして、実は最近一部の自治体では自宅療養者に向けての対策を取り始めております。それは、自宅療養マニュアルといった小冊子の作成と配布。買物に行けない方を支援するフードレスキューと言われる食料配布。生活支援物資の配布。それと血中酸素濃度を測定することで療養者の肺の健康状態を自己チェックできるパルスオキシメーターという機械の貸出し。困った際の緊急の連絡窓口の開設。先ほど申しましたメンタルの相談、臨床心理士による相談窓口の相談先の案内とか、そういった自宅療養者とその家族に対するフォロー体制を導入するところが増えてきております。これについて、まず本市ではどんな、そんな対応がまずされてきて、あるいは議題とかに上っているかどうかをお伺いします。

それと、もう一つ、その自宅療養マニュアルも作っている自治体のやつを私もいろいろ取り寄せて確認したんですけど、中には災害時の対応が書かれてるところがございました。というのは、万一、避難の指示が出たときに、そういう自宅療養されている方が、どう動けばいいのかというのが書かれているところがあるんです。例えば、避難所で自宅療養者が受け入れてもらえるのか、あるいは受け入れてもらえたとしてもそれを対応する方針をちゃんと決められているのか。これについても、本市では何かそういう対策をなされているか。この2点だけまず教えてください。

西川議長 東保健福祉部理事。

東 保健福祉部理事 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、私のほうからでございます。感染者の把握につきましては、保健所の設置市におきましては、感染者等の把握は可能かと思えますけれども、本市の場合には、先ほども述べさせていただきましたが、中和保健所からの情報しかなく、個人情報等は一切分からないことが現在、課題となっておりますのでございます。

奈良県の新型コロナウイルス感染症 第三期 奈良県緊急対処措置 経過報告6.10におきましては、5月以降、自宅療養者は実質的にゼロという状況でございまして、新規感染者も

ピーク時よりは減少しておりますが、今後、感染者数が増加しまして、入院、入所の待機や自宅療養者が増加してくることも予想されますので、こういった生活支援についても今後考えてまいりたいと思っております。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。私のほうからは、この自宅で療養されてる方が災害時に避難するときの心得といいますか、準備ができているのかという質問にお答えをさせていただきます。先ほども東理事のほうから、個人的な情報については県から公表されている情報以外入ってこないということでございますので、こちらからということがなかなか難しい状況でございます。避難情報を発令いたしましたときですとか、自主避難される際に、ご本人から事前に問合せをいただきましたら、特定の場所を避難所としてご案内するというふうに決めておるところでございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。やっぱり、県が情報を一括管理してるので、なかなか当該自治体のほうでは細かな情報が把握できなくて、いろんな対策が踏み込みたくてもできないということが分かりました。避難所の対応にしてもやっぱり同じことで、やはり対応としては実際の方からの連絡があって初めて動けるという状況だということがよく分かりました。

コロナ対策なんですけども、国からのこういう形でやりなさいということもあるとは思いますが、今、現状のやり方でいくと、政令指定都市は除いてですけども、こういう地方の自治体においては、ここまでは国です、ここまでは県の役割です、という形がどうしてもできてしまうんですね。ただ、その状況下でやっぱり対応しきれず、実際に困ってる方がいらっしゃるということは紛れもない事実です。ここに対して、やっぱり我々ができることというのを考えていかんと駄目だと思います。本来こういう質問は県に言ってほしいとか、県議会と言うべきことやろうということかもしれないんですけども、実際にやはり本市においても住民生活に支障を来していらっしゃるって、本当に広域の自治体の手が回っていない状況の方に対して、行政が手を差し伸べる、そういうことが本来の行政の役割じゃないかと思いません。

ここまでが今回新たに私の知見としてコロナ対応で手薄になってたんじゃないか、できなかったんじゃないかというところの説明でした。

じゃあ、これを踏まえまして、私からの提案のほうでさせていただきたいと思えます。

それは、今後のコロナ対策としての、軽症とされる自宅待機感染者、それから感染を克服された感染回復者のフォローアップ体制の構築です。冒頭に紹介したように、感染回復者の中には、コロナの後遺症とされるものに悩む方も非常に多いです。また、いろんなメンタルの問題、人権の問題に悩んでいらっしゃる方も非常に多いです。ところがそういった方は、医療機関に頼ることもできず、いろんな人権の悩みについてもなかなか人に言えず、1人で悩んでいらっしゃることも多いです。そういったフォローアップセンターのような窓口を本市でも開設できないかということです。きっとこれで救われる方も非常に多いと思えます。本当の意味での、うちの葛城市独自の更に一歩進んだ、ほかにはできないコロナ対策として外部

的な評価も高まると思います。

何分、県が詳細な個人情報を公開しないという点はネックとなるんですけども、例えば地域の医師会と連携するとか、先ほどの総務部長の答弁にありましたように、ご本人からの申告体制を分かりやすくして、情報を何とか取る方法を考えるとか、いろんなやり方が考えられると思います。そういうことを1つでもできることを踏まえながら、そういったコロナのフォローアップについて何とか対応していただきたいと思うわけですけども、これについて市長、いかがお考えでしょうか。ちょっとお聞かせください。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 まず、資料を抜き出してきていただいてどうもありがとうございます。まさに今の葛城市の状況というものが、感染リスクが非常に高いですという警鐘を鳴らしているところが、その数字からも理解していただけるのかなと思います。特にこの4月、5月の感染者は奈良県においては4,000名をはるかに超える数字になっている。また、葛城市においても80名弱の方がこの2か月において発生しているという状況が、葛城市の感染リスクが高いためにあえてきつい警鐘を鳴らしているというのが今の現状でございます。それに伴いまして、この1週間の感染者の動向が非常に気になるというところでございますので、この数字抜き出していただきましたので、またこれからの本部会議の席でも、これは県のホームページに出ている数字なので、また拝見させていただきたいと思います。

感染者につきましては、非常に人権の問題と重なってまいります。議員ご指摘のとおり、感染症そのものというのは、地方自治体におきましては、何ら感染症対策を取る手段を持たないというものでございまして、本来の感染症対策というのは、国でしかできないものであるというのが法律的な解釈でございます。また、財源におきましても地方自治体で独自の財源でやるというところはあるのかもわかりませんが、基本的には国からの財源でしかその感染症対策をできないというのが、本当に地方自治体の悩ましいところでございまして、議員ご指摘の情報管理につきましては、当初感染者が出たときに、奈良県内の自治体からも、また葛城市からも、このような情報管理の中では、私たちのところに情報がない状態では、感染症対策そのものを行うことができないというところで、だいた保健所等に県に申入れをしたところでございまして、それが後に、自治体ごと、市町村ごとの人数の公表にまでは何とかつながったのかなというところでもありますけれども、一時期はその情報管理の中で、感染症対策を最大限取るという中で、保健所に頼らない形の情報収集に努めたこともありますが、あまりにも感染者数が増えた中では、それも現実にできない。保健所そのものも、PCR検査等に追われる中で、そういうような追跡調査もできないような状況に追い込まれたという経緯があったと思います。

感染されました方にとりましては、非常に大変な時期を過ごされたことやと思います。また、感染されましたことによって、後遺症に苦しんでおられる方もおられるとは思いますが、ただ、部長のほうに申しましたように、何分その情報が手に入りません。入らないがゆえに、それについての取組というのはできない状態であるというのは事実でございます。果たしてそのようなコールセンターを市で持ったとして、そこに相談をしていただけるのかどうかと

いうことも、未定ではございますし、窓口としては作ることは可能かと思えますけども、実質ではそれに対して何ができるのかということになりましたら、非常に限られた話になるのかなと思います。

この感染症というのは、ちょっと今、嫌な予感がしております。緊急事態宣言等が解除されて、まん延防止等が変わるという発表がありました。先ほど部長のほうからもありましたけども、奈良県においては、緊急対処措置が延長になるということでございますので、ただ、その中で感染者数が第5波につながらないのかという懸念もあります。できる限りいろんな情報を備えながら、対策とそれから感染されました方についてのフォローは対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ご答弁ありがとうございます。今、市長のお話の中で、地方自治法の中で限界というか、感染症対策というのは国でしかできない。一介の地方自治体ができる範囲って限られている。本当に法の抜け落ちた穴であるということが私、よく分かりました。それと、これまでも県あるいは保健所に対して、いろんな働きかけをしていただいて、市が独自にできる方法というのを探っていただいていたということもよく分かります。

ただ、そういった中であって、現状やはり県がこれだけ感染者増えたときの対応というのが、人海戦術をもってしても、やっぱり対応はしきれなかったということも事実です。市長ご懸念されてるように、今後新たな、ついこの間、県内でもさらに新しい変異株が出たというニュースを聞いております。その辺はワクチンの効果も、若干効きが悪いという報道もありますけども、そういったところも懸念するところから、何らかの対策、用意できることはやっていけたらなという気はします。何もコールセンターを作れと言ってるわけじゃなくて、ほかの自治体がやっているように、冊子の中にそこはさっきのメンタルのところは厚生労働省のそういう問合せ窓口というのを載せてたんですよ、私が見る限りでは。あるいは県もそういうところを用意されているようですので、そういう連絡先はここですよという情報だけでもやはりあれば全然違うと思いますので、そういった本当に何もかもやれと言うてもなかなか法の壁があってできないのは分かっておりますので、本当にその中であつても我々ができるやり方、できる方法というのを探っていただきたいなという気はします。これは本当にお願いで、非常に大きな壁が立ちはだかっておりますので、お願いで終わっておきますけども、一応今日こういう話があったということだけ、皆さんの心に留めていただければ、今後のコロナ対策に少しでも役立ってもらえたらと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

本市のデジタル化戦略についてなんですけども、先ほど冒頭に申しましたように、今年9月1日から今後5年間で自治体のシステムの統一化、標準化を進めるデジタル社会の司令塔として、国ではデジタル庁が設置されます。これに伴いまして懸念されるのが、今後そういったデジタル化の業務の調整を担うICTに精通した人材の確保と、行政内での組織の位置

づけであるかと思われます。地方自治体によっては、既にこの両問題に取り組み始めたところもあるんですけれども、まず、現状本市では、そういうデジタル化戦略を持って進める予定があるのかどうか、その辺を聞いていきたいと思います。

まず、最初の質問としまして、国が進めるこの行政のデジタル化とは一体何なのか、分かりやすく説明をお願いいたします。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまのご質問でございます。国におきましては、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的といたしまして、デジタル社会形成基本法が制定され、令和3年9月1日から施行されます。

これに伴いまして、デジタル社会形成の司令塔となる新たな国の行政機関として、デジタル庁が設置されます。このデジタル庁の設置により、各省庁や地方自治体などの間でスムーズにデータのやり取りができるようにし、行政手続全般の迅速化を目指されることとなります。

各自治体における具体的な取組につきましては、令和2年12月に策定されました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、いわゆるDX計画でございますが、これに6つの重点取組事項として規定されております。

1つ目は、自治体の情報システムの標準化・共通化。2つ目は、マイナンバーカードの普及促進。3つ目は、自治体の行政手続のオンライン化。4つ目は、自治体のAI・RPAの利用推進。5つ目は、テレワークの推進。6つ目は、セキュリティ対策の徹底でございます。

この重点取組事項の1つとして掲げられております自治体の情報システムの標準化・共通化として、各自治体が行っております基幹系関連業務である住民基本台帳や選挙人名簿管理、固定資産税や住民税などの税関係、国民健康保険や介護保険、児童手当や生活保護などの17業務を対象といたしまして、情報システムの標準化に係る検討が本格的に開始されているところでございます。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 簡単に説明していただいたと思うんですけど、正直あんまりよく分からない。多分聞いても、横文字とか専門用語が多くてよく分からないと思います。私もそうです。

要は、デジタル化に伴って一番得するのはどこかっていうたら国なんですよ、はっきり言うて。同じようなシステムを使わせといて、行政のほうもこれを使ったから一緒の形でい

ろんな申請できますよ。国が一番楽をするというところですよ。一番喜ぶのは、そのシステムを作るベンダーと。この構図は変わらないわけなんですけども。とは言いながら、地方自治体のメリットとしては、やはりこれまでやってた業務プロセスが効率化されて、コストの削減ができるだろうというところが大きな効果、メリットかなと思います。それと、住民の方にとっては、自宅にいながらにしてオンラインの申請とか届出ができると。役所が休みの間とかでも手続きできますよと。

こういったことは実はもう海外では当然のこと、普通のこととして進んでたわけなんですけども、前も紹介しましたが、実は2000年の森内閣のところでしたか、E-ジャパン構想というのがあって、国のデジタル化というのを率先して舵切ろうということでした。ところが、庁舎も含めて、学校現場も含めて、教育現場も含めて、やはり抵抗があったのと、なかなか普及せずにとずっと来たわけですよ。

そこから21年たちました。いよいよ今回は本当に切羽詰まった。これはコロナの問題もあるんですけども、対面での折衝ができないということもありまして、それと世界的な業務に対するコストが割高になったというところを解消するために、国が本腰を入れていると、それがまず現状でございます。それを踏まえまして、現状で本市の行政デジタル化がどの程度進んでいるか、進捗状況を教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 本市のデジタル化の進捗状況でございます。現在、奈良県基幹システム共同化検討会、これはNR7と称しておりますけども、このNR7では7団体共同で、次期基幹システムの検討を進めているところでございます。自治体DX推進計画では、国が令和4年の夏までを目標に標準仕様を作成し、地方自治体では令和7年度を目標に、標準仕様に準拠したシステムへ移行することになっており、国の方針を注視しつつ、継続して標準仕様に準拠したシステムへの移行に向けた取組を行っていく予定でございます。

なお、内閣官房情報通信技術総合戦略室は、国の情報システムの共通基盤であるガバメントクラウドを自治体が活用する際の課題を探るため、先行事業に参加する市町村の公募が行われております。この先行事業では、本市で稼働しております基幹系システムを、国のガバメントクラウドのテスト環境に乗せ換えて、正常に稼働するか、必要な機能要件や移行方法などが検証されます。現在、奈良県基幹システム共同化検討会として、先行事業へ参加する方向で手続を進めているところでございます。

以上です。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。これまで葛城市が周辺7市町と共同運用していましたNR7というシステム、前市長のときに採用されてるんですけども、それが国のこのデジタル化のところに活用できるのかという検討に入っていたらと。つまり、そう考えると本市のデジタル化というのは非常に進んでいるんですよ。全く何もできてないわけじゃなくて、非常に全く何もできてないというか、自分のところの自治体だけでシステムを組んでいるところに比べたら、もう既に共通クラウドで使っている。それがもしかすると国の制度のほうに

一部移行できるかもわからない。非常にその点では、我々先頭のところ辺りを走ってるんじゃないかという気がするんです。そうなったときに、今後、うちの葛城市もデジタル化に対して、ある程度物申す立場になったほうが、我々にとっても業務の効率的なメリットを享受できると思います。そういったときに、これは国が制定しているんですけども、地方自治体のICTの推進する制度的な取組がございます。

まず、自治体のICTを推進する統括責任者、これをCIOと言います。チーフインフォメーションオフィサーというものの略で、一般の民間企業でよくあるんですけども、CIO、これが最高情報責任者と定めなさい。そのCIOだけではなく、補佐する方、CIO補佐官、これを任命した上で自治体のデジタル化を進めなさいよということ言われてるわけです。

特に、このCIOに関して必要なスキル、技能ですけども、情報技術やソフトウェアなど、ICT関連の知識はもとより、経営的視点やICT投資への判断能力、行政の複数部門やベンダーとの交渉や調整を行う高度な折衝能力を求められるとされております。なかなかそういった方、有名なIT企業くらいにしかいないんですけども、ただそういった役割の方をもって進めていきなさいと。

奈良県において、今現状、県と奈良市は任期付職員であります。CIOを補佐するCIO補佐官を任命してデジタル化を進めております。いずれ各市町村でもそういう形が必要になってくるかもわかりませんが、現状で本市ではCIO、CIO補佐官に相当する役割というのは何か設定されているのでしょうか。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 本市のCIO等の関係でございますが、まずは自治体DX推進計画におきましては、自治体の組織体制の整備についても盛り込まれているところでございます。今回の取組は、極めて多くの業務に関する取組を短期間で行おうとするものであることから、首長、最高情報統括責任者、CIOですね、それからCIO補佐官と、それから情報政策担当部門、行政改革・法令・人事・財政担当部門、業務担当部門、特に窓口担当部門などから成る、全庁的、横断的な推進体制とする必要があるとされているところでございます。

本市におきましては、葛城市情報セキュリティ対策委員会において、市長を最高情報統括責任者、CIOとして、情報セキュリティ対策について全庁的な体制の下で、的確な対策を推進しているところでございます。CIO補佐官につきましては、全国的にもまだまだ設置されている市町村は少ない状況でございますが、今後デジタル庁が設置され、基幹系業務が標準化及び共通化など、全体最適化が図られるようになれば、システム全体のネットワークをはじめ、セキュリティ面に関しても見直しが必要になってくるであろうと考えておりました。今後、国からの様々な情報を注視しながら、近隣市町村や先進地を参考にしながら、本市の推進体制の在り方について検討していく必要があると考えております。

以上です。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。市長がCIOということで、これは県下ほとんどがそうなんですけども、行政の自治体トップの首長がCIOを兼任してるという構図です。トップとして

C I OとC I O補佐官がいるわけなんですけども、実質業務を取り仕切るのは、その下の職員、特にI C Tにたけた人材、専門人材が必要となってまいります。

I C T専門人材を確保する方法としまして、技術職として、従来の建築や土木だけでなく、I C T関係の技術職員の採用というの、これも一部自治体で始まって、実行に移してるところもございます。そういった専門人材の確保についてどうされているのか。それと、1つ国がそれに対して助け舟を出してるんですけども、地方創生人材派遣制度というのがございまして、その中で、デジタル専門人材派遣制度というのがございます。ここは国がそういうI C Tにたけた専門人材を地方自治体に派遣しますよと。これを実は既に動いて採用しているのは、天理市、田原本町、広陵町なんですけども、こういった制度も含めて、本市はどういった形で専門人材を確保する予定なんでしょうか。予定があるんでしょうか。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 まず、本市のI C T人材の確保についてでございますが、今後の行政のデジタル化に向けたI C T専門人材の確保については、その必要性は認識しているところでございまして、内部人材の育成という観点からは、本年度から地方公共団体情報システム機構、J - L I Sと申しますが、この機構に職員を派遣し、行政機関におけるI C Tなどに関する知識の習得を目指しているところでございます。

また、これまでから、I T関連企業の職員を行政実務研修員として受け入れておりまして、葛城市のデジタル関連の業務や、業務改善の取組などについて民間企業の見地から助言や提案をいただくと同時に、本市職員のスキルアップに貢献していただいております。

一方の、C I O補佐官などの、相当高度の専門的知識や経験を必要とする職につきましては、通常の新規採用の募集ではなく、任期付職員制度や、特別職非常勤職員制度などを活用した、民間などで実績のある方を職員として採用するのが有効であると考えております。

次に、地方創生人材支援制度についてでございますが、これにつきましては、現在の副市長をはじめとした総務省からの人材派遣をこれまでからお願いしてきているところでございます。この制度によるデジタル人材の派遣については活用してまいりませんでした。今後の自治体D X推進について、本市の課題に対応できる人材とのマッチングが取れるならば、先ほどのC I O補佐官などの職について活用してまいりたいと考えております。

以上です。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。いろんな形で人材確保のほうにはもう既に動いていただいているということで、安心いたしました。

今、自治体のデジタル化、行政のほうのデジタル化というのをテーマにしていますけども、実はこの間の予算のほうで教育部局のほうの、去年一足先に進んでおりますG I G Aスクール構想に伴う学校I C T支援員、ここについてももう増員していただいております。こういう意味で、I C T関連の技術の移り変わりが早いところに関しては、外部の人材を積極的に登用していただいて、活用するという体制が整っているものと思います。

それと併せてお願いしておきたいのは、やはり、その中で職員の、そこに配属された専門

職員の育成です。これはもう土木とかにも共通するところだと思うんですけども、やはり、たたき上げの職員で、ICTにたけた方の活用というのも大事になってきます。教育体制についても今後検討していただけたらと思います。

こんな形で進んでいるわけですがけれども、まだまだ国の制度の枠組みがはっきりしておりません。今後5年間で形にしていくためには、やはり自治体によっては専門の部局の設置をしているところもございますし、あるいはCIOが旗振っているところもございます。その辺り、葛城市、まだまだ具体的な絵は描けてないと思うんですけども、本市CIOの市長のお考え、どういう形で取り組むつもりであるか、もし何か、今現状でお話しできることがありましたら教えていただければと思います。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 これまでから、奈良県基幹システム共同化検討会において、基幹システムなどの電算共同処理の実施や様々なシステム、効率的な運用を図ることにより、参加7団体電算システムに係る費用の削減について、大きな実績を上げているところでございます。今後の自治体DX推進に向けた取組についても、その対応について、情報収集や様々な調査研究を行っており、この7団体での活動は有効に機能していると考えております。今後の国の動向も踏まえながら、その時点での最適な体制は確保していきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。先は長い話ですけど、あっという間に來ることですので、できるだけ準備、前もってやっていただけたらと思います。

では、本日の質問、以上で終わりますので、今日はありがとうございます。

西川議長 これで奥本佳史君の発言を終結いたします。

これで一般質問は終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月28日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集を願います。

なお、21日から24日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後3時19分